

平成 30 年度
水産多面的機能発揮対策講習会
講習テキスト(運営編)

目 次

○書類の書き方簡易マニュアル	……………	1
○写真の撮り方マニュアル	……………	43
○水産多面的機能発揮対策 Q&A	……………	53
○海の監視ネットワーク強化 Q&A	……………	89

水産多面的機能発揮対策

**書類の書き方
簡易マニュアル**

平成30年6月

もくじ

はじめに　～手続き等について～	・・・ 1
I　活動を始めるために必要な手続き ～申請書類～	・・・ 9
II　活動の記録	・・・ 19
III　活動の報告等～報告書類～	・・・ 25

はじめに ～手続き等について～

水産多面的機能発揮対策の手続き等の流れ

1 地域の実情にあった多面的機能を生かすために何を考えるか。

※作業の流れのイメージについてはp7～8別紙2,3

2 参加者を募りグループを作ります。

→ グループのイメージは p6別紙1

3 どのような活動を行うか、計画を立てます。

2でつくった活動グループの規約と、3でつくった活動計画を協定書に付けます。

4 市町村と協定を結びます。

→ 1. 手続き ① (p3)
様式: p10～p16

5 地域協議会に採択申請書を提出します。

→ 1. 手続き ② (p3)
様式: p17

6 地域協議会に交付申請書を提出します。

→ 1. 手続き ③ (p3)
様式: p18

交付決定後活動スタート

7 機能発揮活動を行います。

→ 2. 活動の記録 (p4)
様式: p20～p24

毎年の活動終了後

8 実施状況の報告をします。
実施した活動の報告をします。
→市町村及び地域協議会へ
※報告の締切日は各市町村、地域協議会におたずねください。

→ 3. 活動の報告 (p5)
様式: p26～p31

8と同時に

9 交付金の返還・精算

→ 4. 精算 (p5)
様式: p18

10

事業評価の報告をします。
自己評価を実施し、報告をします。
→地域協議会へ
※報告の締切日は、地域協議会におたずねください。

→ 5. 事業評価 (p5)
様式: p32～p36

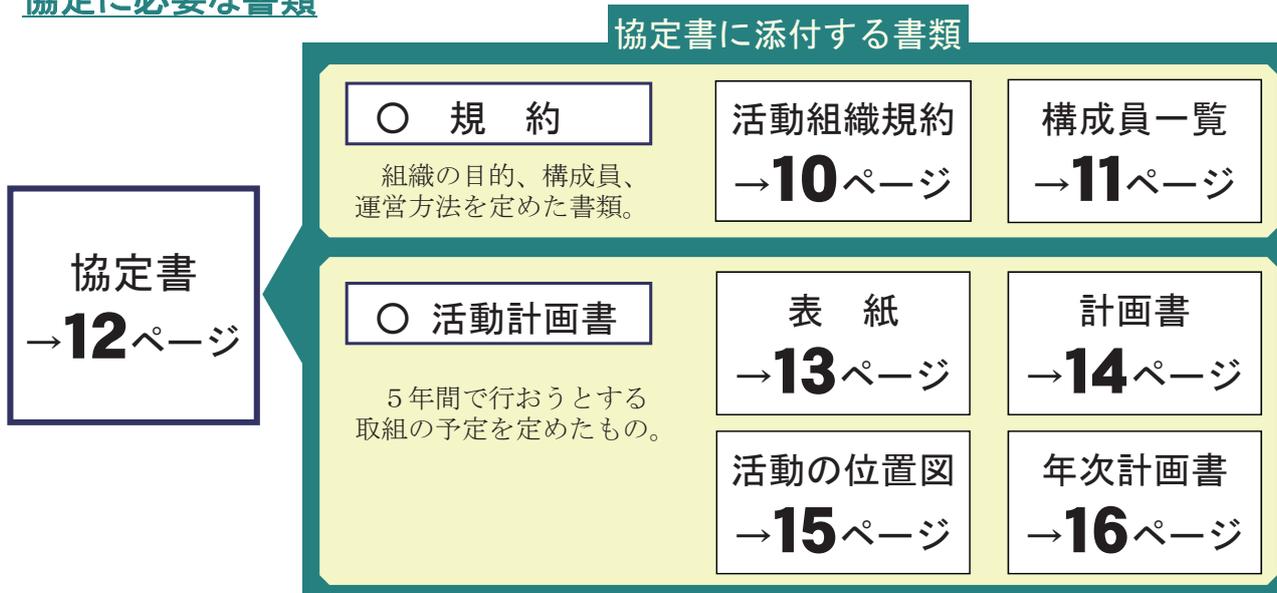
1 活動をはじめめるために必要な手続き

水産多面的機能発揮対策交付金を使って活動をするためには、①市町村との協定、②採択申請、③交付申請の3つの手続きが必要になります。

① 規約と計画を作って市町村と協定を結びましょう。

活動組織の規約を作り、活動の計画を立てたら、対象資源のある場所や、活動を行う場所を管理する市町村と、活動を行っていくことについて協定を結びます。

協定に必要な書類



② 地域協議会に採択申請書を提出しましょう。

交付金を管理する地域協議会に対して、交付金を使って保全活動を行うことを認める（活動計画を採択する）よう、活動計画などを添えて各年度毎に申請します。

採択申請に必要な書類



地域協議会から「採択通知」が届いたら、次は交付金をもらう手続きに入ります。

③ 地域協議会に交付金の交付申請をします。

交付金の交付を受けるためには、地域協議会に地域協議会が定めた交付申請書を提出する必要があります。（交付申請）

交付申請の時期、金額については地域協議会とよく相談した上で決めるようにしてください。活動開始の時期は別途地域協議会から連絡が入ります。

交付申請に必要な書類(例)



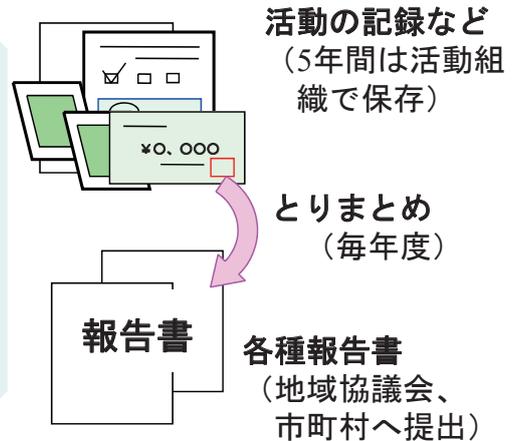
(1続き)

2 活動の記録

活動をはじめたら、毎年度毎に、活動の状況を取りまとめて報告書を作成し、市町村や地域協議会に報告する必要があります。(3活動の報告 参照)

このため、普段の活動から毎年の報告書作成に必要な書類(活動記録など)を整理しておく必要があります。

なお、これらの書類は、重要な証拠書類となりますので、5年間は保存してください。



① 活動の記録を残します。

活動を始めたら、「日時」「活動時間」「参加者数」「活動内容」について、記録を付けるとともに、活動の写真や、モニタリングの結果などについて、記録として残しておきます。

作っておく書類

活動記録
→参考様式
20ページ



記録として残しておくもの



P 2 8 及び P
4 3 ~ 5 2
写真マニュアル参照

～写真は大切です～

毎年度の報告に当たっては、1活動項目につき1枚以上の写真があれば良いのですが、活動をどのように行ったか日当などの経費が適切に使われているかについて証明する重要な資料となりますので、活動のたびに写真(集合写真(黒板・年月日・活動名称)、活動開始・途中・終わり時)を残し、後にいつ実施したものかわかるようにきちんと保管・管理します。

写真の撮り忘れを防ぐため、活動ごとに記録係(写真係)を決めておくが良いでしょう。

また、なかなか思ったとおりの写真が撮れていないことが多いので、いろいろな角度から多めに写真を撮っておくことを心がけてください。

② お金(交付金)をしっかり管理します。

金銭出納簿を作成して、交付金の出入についてすべて記録しておくとともに、交付金を支出した場合、**必ず領収書を整理し、保管**しておいてください。

なお、領収書は活動で支出した(する)ものであることを証明する書類ですので個人名は極力避け、活動組織名で受け取るようにして下さい。

作っておく書類

- ・通帳(利息の付かないもの)
 - ・金銭出納簿
- 参考様式**21**ページ

整理・保存しておくもの



※日当の領収書例を22ページに記載しています。

(2続き)

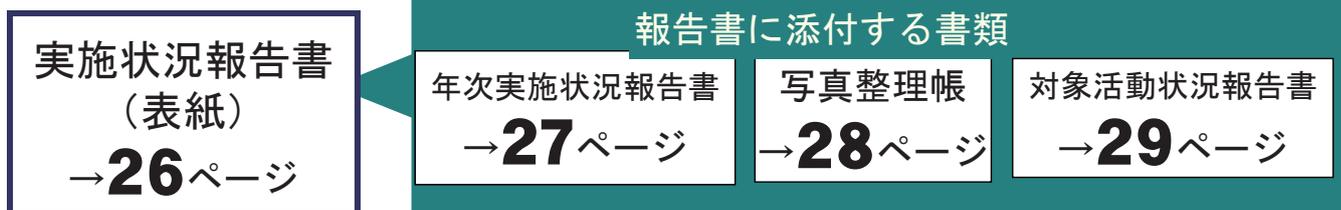
3 活動の報告

市町村、地域協議会にその年の活動について報告します。報告の締切は、市町村、地域協議会ごとに異なりますので、それぞれの担当者にお尋ねください。

① 行った活動の報告（市町村へ）

その年にどのような活動を行ったかについて、協定を締結した市町村に報告します。協定（活動計画）のとおり活動が行われたかどうかを協定を締結した市町村が確認しますので、どのような活動をしたかに加えて、活動したことを証明できる写真などの資料をつける必要があります。

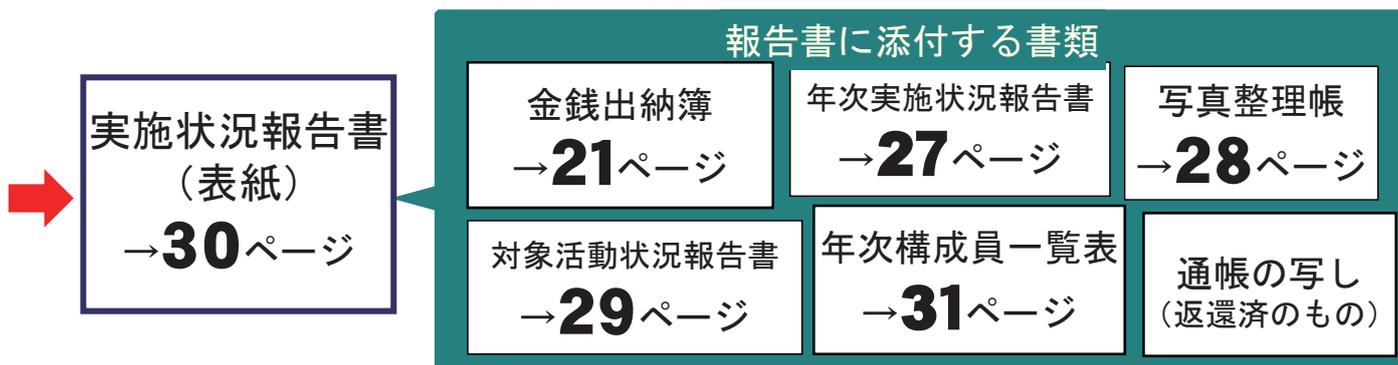
活動の報告に必要な書類



市町村から実施状況確認通知書が届きます。→②へ

② 行った活動の報告（地域協議会へ）

同じように地域協議会へも報告します。



4 活動費の返還・精算

交付金の返還・精算（地域協議会へ）

活動組織は地域協議会から交付された交付金のうち、国費返還分を返還します。精算払いの場合は精算手続きを行ってください。

交付申請書
→**18**ページ

5 事業評価の報告

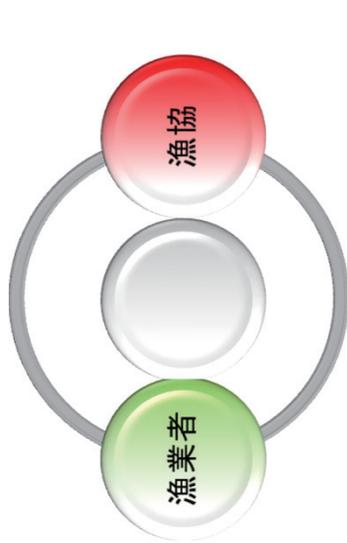
事業評価の報告
(表紙)
→**32**ページ

報告に添付する書類

自己評価表
→**33～35**ページ

活動組織は活動終了後、自己評価を行い地域協議会に報告して下さい。

活動組織のイメージ



A 活動組織



B 活動組織



C 活動組織

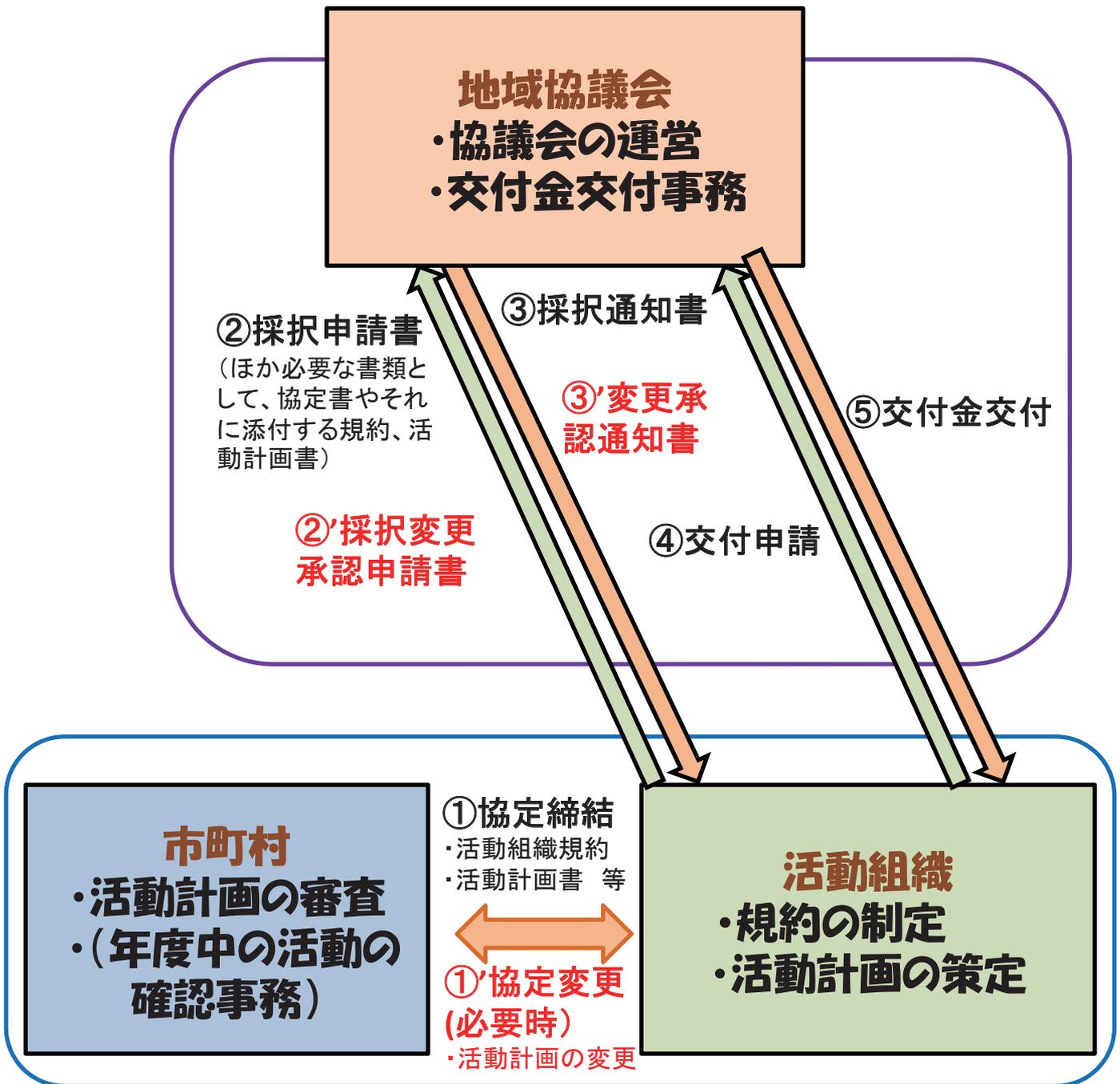


※活動組織の構成について、詳しくはP.11参照。

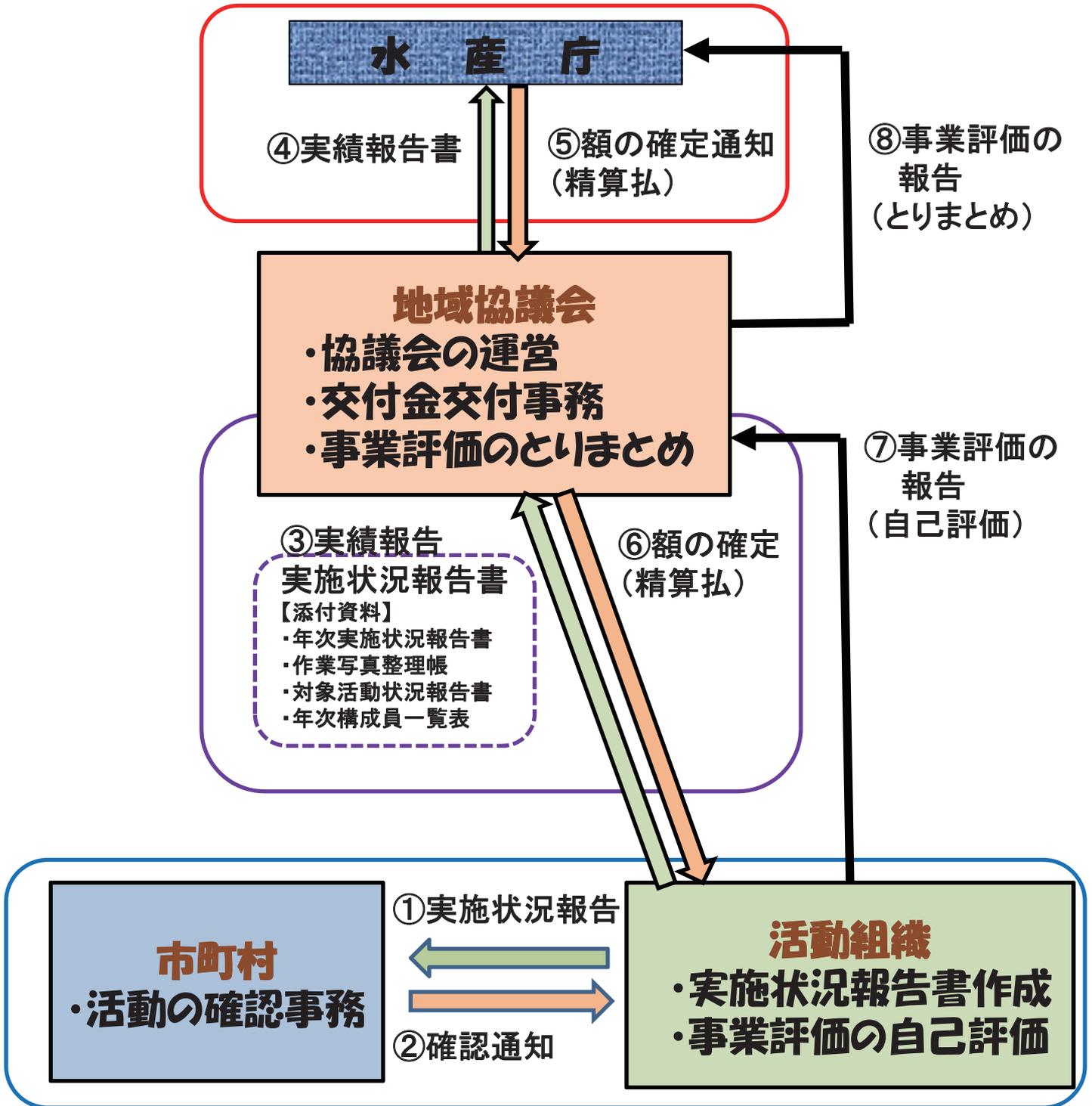
別紙2

黒：計画策定・採択申請時の手続きについて

赤：計画変更時の手続きについて



別紙3 実施報告・精算・事業評価の報告について



I 活動を始めるために必要な手続き ～申請書類～

- ① 市町村と協定を結ぶ
 - 活動組織規約
 - ・規約 10
 - ・構成員一覧表 11
 - 協定書 12
 - 活動計画
 - ・表紙 13
 - ・活動計画 14
 - ・位置図 15
 - ・年次計画 16

- ② 地域協議会に採択申請書を提出する
 - 採択申請書 17

- ③ 交付金の交付申請をする
 - 交付申請書 18

(参考様式第5号)

活動組織の正式名称を記入します。

●●活動組織 規約

平成〇〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、●●活動組織（以下「活動組織」という。）と称する。

(目的)

第2条 活動組織は、第3条の構成員による、■■地域協議会が策定した地域活動指針に基づく活動を通じ、●●市▲▲地先に存する藻場及び干潟等の地域資源の維持・回復を図ることを目的とする。

協定面積を設定している場所を記載して下さい。（●●地域、●●市●●地先など）

活動の対象となる資源（藻場、干潟等）や、活動項目（国境・水域の監視等）を記載して下さい。

(構成員)

第3条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(代表等)

第4条 活動組織に、代表1名、副代表■名、書記■名、会計■名、監査役■名を置くこととする。代表役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。

5 書記は、活動組織の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

「半数」、「●分の1」、「●割」など、会議成立及び議案成立のルールについて記載して下さい。なお、会議のルールは組織のメンバーで話し合っ決めて下さい。

(会議)

第5条 活動組織の会議は、必要に応じて代表が招集する。

2 活動組織の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 会議により決定した事項については、書面に記載するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 活動組織の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- 一 活動組織の組織運営に関すること
- 二 活動組織が実施する活動についての計画に関すること
- 三 活動組織の出納の監査に関すること
- 四 その他活動組織の目的を達成するために必要な事項

五

必要に応じて書き加えてください。

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

【別紙】

(添付様式5別添)

活動組織の事務所を設置している場合には事務所の所在地を代表者の住所欄に記入します。その場合には副代表以下の住所は必要ありません。
 また、事務所が設定されていない場合には、代表者以下数名の連絡先（本人の住所又は所属団体の住所）を記入します。

●●活動組織 構成員一覧表

●●活動組織の構成員及び役員は以下のとおり。

役員の所属団体と役職名を記入します。

1 役員

区分	氏名	住所	備考
代表	〇〇 〇〇	●●市●●	〇〇漁業協同組合長
副代表	〇〇 〇〇	●●市××	NPO法人■■■■会長
書記	〇〇 〇〇	●●市■■	
会計	〇〇 〇〇		〇〇漁業協同組合総務課長
監査役	〇〇		

漁業を営む個人、又は団体（漁協等）が該当します。
 個人の場合は、氏名を記入します。
 団体（漁協等）の場合は、団体名（漁協等の名称）を記入します。

2 漁業者

氏名	備考	氏名	備考
〇〇漁業協同組合	〇名（別紙名簿） 代表：組合長 ●●●●	
〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇		
〇〇 〇〇	書記	
〇〇 〇〇		
..	

漁業者（団体）として、漁協を登録する場合

備考欄には
 ・活動組織における役職名
 ・団体に所属している人が活動組織の役員となる場合は、活動組織における役職、団体における役職及び氏名
 ・団体を構成員として登録する場合は、当該活動に携わる人数（名簿を添付）を記入します。

3 漁業者以外

氏名	備考	氏名	備考
NPO法人■■■■	〇名（別紙名簿） 副代表：会長●●●●	〇〇 〇〇	会計：〇〇漁業協同組合総務課長
●●PTA	〇名（別紙名簿）	〇〇 〇〇	〇〇自治会
〇〇 〇〇	監査役		
〇〇 〇〇			
〇〇 〇〇			
.. ..			
.. ..			

漁業者以外の者として、漁協職員が構成員となる場合

ここに記載のある者（団体）が活動組織の構成員であり、日当を受け取ることが出来ます。ここに記載のない者（団体）には、日当は支出できませんのでご注意ください。

(参考様式第6号)

第2期対策（平成28年度～平成32年度）では、5年間で活動を行う面積を協定面積としていますので、協定期間は原則として5年間です。また、平成29年度から活動を行う活動組織については、協定期間は4年間となります。

水産多面的機能発揮対策に係る協定書

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領に基づき、●●活動組織（以下「活動組織」という。）と●●市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

行う活動を記載。

（目的）
第1条 この協定は、●●を行うことで■■を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）
第2条 協定期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。

（協定の対象となる活動）
第3条 協定の対象となる活動は、「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

（実施活動）
第4条 活動組織が実施する活動は、「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

（市の役割）
第5条 市は、協定の対象区域において、第4条に定める実施活動とは別に、次の事項を行う。
(1) ……必要に応じて記述……………

市町村が他の役割を担う場合に必要に応じて記述します。市町村に確認してください。

（付議）
第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、活動組織と市が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、活動組織及び市は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

複数の市町村と協定を結ぶ場合併記可能です。ただし、変更の際は全ての市町村に協定を結び直してもらう必要があります。

平成25年●月●日

●●市●●町●●番地—●
●●活動組織
代表 ● ● ● ● 印

●●市●●町●●番地—●
●●市長 ● ● ● ● 印

別添資料「●●活動組織規約」

(添付様式6)

活動計画

平成●●年●月●日策定

■■活動組織

水産多面的機能発揮対策に係る活動計画

第1 協定の対象となる活動

回数とは、活動項目①の海難救助訓練のことです。

位置	●●市●●町地先					「位置図」のとおり
活動項目	活動内容	母藻の設置	食害生物の除去 (ウニ類)	ウニの密度管理	モニタリング	
藻場の保全	協定の面積 (ha)・回数(回)	1.5 ha	9.5 ha	6.0 ha	9.5 ha	「位置図」に示す範囲
	協定の面積・回数算定の根拠	平成●●年△△調査報告に基づく	平成●●年△△調査報告に基づく	平成●●年△△調査報告に基づく	平成●●年△△調査報告に基づく	
活動項目	活動内容	耕うん	稚貝等の沈着促進	機能発揮のための生物移植	モニタリング	
干潟等の保全	協定の面積 (ha)・回数(回)	27.0 ha	27.0 ha	27.0 ha	27.0 ha	「位置図」に示す範囲
	協定の面積・回数算定の根拠	実測値	実測値	実測値	実測値	

活動計画で複数の活動項目がある場合は、縦に追加して下さい。

面積については、実測によるほか、既存の図面（海図、航空写真、現存植生図等）やGISデータ等の資料より求め、根拠を明確にして下さい。求め方がわからない場合、地域協議会と相談してください。

第2 実施活動

年次計画のとおり。

第3 添付書面

- 1 位置図
- 2 年次計画

<協定面積の設定>

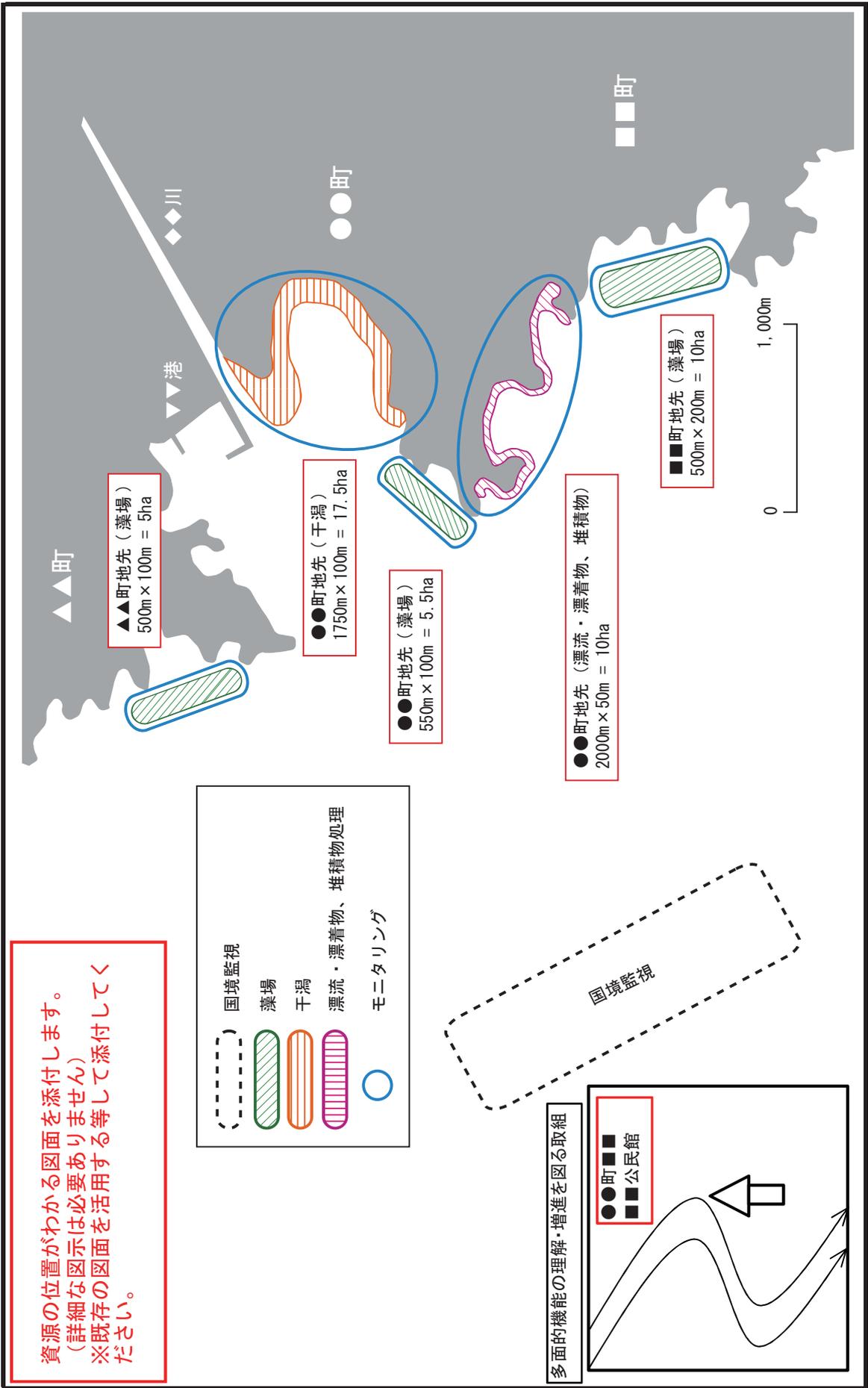
1. 環境・生態系保全

- 5年間で環境の保全・再生のための活動を行う範囲を協定面積として設定し、交付額を算出する。
- 面積単位はhaとする（小数点第2位まで設定可、第3位は切捨て）

2. 海の安全確保

- 1年間で監視可能な範囲を協定面積として設定し、交付額を算出する（年度ごとに監視場所が異なることは想定していない）。
- 面積単位はkmとする（小数点第2位まで設定可、第3位は切捨て）

活動組織名 **位置図**



年次計画 (第〇回 年次計画届け出書)

活動組織名 ●●●活動組織

事業開始から何年経っているか。(例:28年度開始で29年度の計画の場合第2回目となります。)

原則5年間の計画とします。

活動項目	活動内容	実施予定年度					備考
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
藻場の保全	母藻の設置						当該年度で実質的な活動を行う面積(活動面積)を記入します。また、当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできません。
	アマモの移植及び播種						
	モニタリング						
干潟等の保全	耕うん						海難救助訓練の回数を記入します。
	稚貝等の沈着促進						
	モニタリング						
漂流、漂着物、堆積物処理	廃棄物等処理						
	モニタリング						
⑪の活動項目の回数							

(参考様式第7号)

●●地域協議会長
〇〇〇〇 殿

年度ごとに発出した文書の数
がわかるように番号を日付の上
に付けます。
「●●会発第〇〇号」など

番年 月 号日

●●活動組織代表
〇〇〇〇

印

水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能発揮対策事業）に係る採択申請書

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）の第6の6の(1)に基づき、下記のとおり水産多面的機能発揮対策事業の採択を申請する。

記

- 1 活動組織名 ●●活動組織
- 2 協定の対象となる資源の位置 ●●市●●町地先
- 3 協定内容
 - ・ 協定締結年度 平成28年度
 - ・ 協定締結市町村名 ●●市町村

採択申請する交付金額は、活動項目ごとに国庫交付金と地方公共団体分（都道府県費と市町村費）を合わせた金額です。つまり、地域協議会を経由して交付される額を記入します。

4 水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能発揮事業）の交付金の額

活動項目	活動内容名	面積等	教育・学習の有無	交付金額
藻場の保全	母藻の設置 アマモの移植及び播種 モニタリング			円
干潟等の保全	耕うん 稚貝等の沈着促進 モニタリング			円
漂流、漂着物、堆積物処理	廃棄物等処理 モニタリング			円
海難救助訓練	救援体制の構築			円
総 額				円

地域協議会が採択通知するにあたり、活動組織に対して積算等の内訳を求めることができます。

協定面積のことで、海難救助訓練については回数を入力してください。

●●地域協議会長
〇〇〇〇 殿

■■活動組織代表
〇〇〇〇

印

平成●●年度水産多面的機能発揮対策事業 の交付金に係る交付申請について（第●回）

水産多面的機能発揮対策事業の業務方法書第●条に基づき、下記のとおり水産多面的機能発揮対策事業の交付金の交付を申請する。

記

1. 交付申請額

円

交付申請額の記入に当たっては、地域協議会に相談願います。

既に交付された額を記入します。

- 1 回目では0円、
- 2 回目では、1回目の交付額
- 3 回目は、1回目+2回目の交付額
- 4 回目は、1回目+2回目+3回目の交付額

2. 交付申請内訳

項 目	金 額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
交付申請額 ③	円
採択決定との差額 ④=①-②-③	円

地域協議会から採択通知された金額（変更承認通知された場合は変更後の金額）を記入します。

3. 振込先

金融機関名及び店舗名 : ●●銀行△△支店
 預貯金別口座番号 : 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
 口座名義人 : ●●●●
 口座名義人の住所 : ●●市××町●-●

出来高（実際に活動を実施した部分）に応じて、四半期ごとに概算払ができますが、財務省との概算払協議後に、地域協議会へお知らせします。申請の時期については地域協議会に相談して下さい。

II 活動の記録

※これらの書類は、証拠書類として
必要ですので、5年間は保存して
ください

●活動記録簿の例	・ ・ ・ ・ ・	20
●金銭出納簿の例	・ ・ ・ ・ ・	21
●日当の領収書整理の例	・ ・ ・ ・	22
●備品台帳の例	・ ・ ・ ・ ・	23
●貸出管理表の例	・ ・ ・ ・ ・	24

平成●●年度 水産多面的機能発揮対策 活動記録

活動組織名：●●活動組織

この様式はあくまで一例です。
この表の記載内容が確保できていれば、どのような様式にしても構いません。
なお、活動記録は支出の有無にかかわらず記載してください。

実施月日	活動実施日時		活動参加人数			活動項目	活動内容	備考
	時間帯	実施時間	総参加者数	構成員				
				漁業者	非構成員 漁業者以外			
6月2日	9時～10時	1.0時間	11人	8人	3人	薬場の保全・干潟等の保全・漂流、漂着物、堆積物処理	話し合い	●●漁協会議室にて
6月11日～12日	(終日)		2人	1人	1人	干潟等の保全	普及啓発	●●主催「××研修会」参加 (参加者：●●●●●、▲▲▲▲)
6月19日	8時～14.5時	6.5時間	22人	7人	3人	干潟等の保全	現状把握 砂泥の移動防止	●●子供会より参加
6月20日	15時～18時	3.0時間	12人	10人	2人	干潟等の保全	計画策定、進行管理	●●漁協会議室にて
6月21日	8時～11時	3.0時間	8人	6人	2人	薬場の保全	現状把握	●●調査会社に一部委託
6月21日	15.5時～18時	3.5時間	13人	9人	4人	薬場の保全	計画策定、進行管理	●●漁協会議室にて
6月30日	10時～15時	5.0時間	13人	10人	2人	薬場の保全	母藻の設置 食害生物の除去(ウニ類)	技術指導者(●●●●●氏) ガンガゼ除去
6月30日	10時～15時	5.0時間	10人	7人	3人	漂流、漂着物、堆積物処理	現状把握	沖合にゴミの大量発生確認
6月30日	10時～15時	5.0時間	20人	15人	5人	漂流、漂着物、堆積物処理	漂流、漂着ゴミの回収	ボランティアで自治会より30人参加
...
...
...

構成員以外の参加者がいる場合の理由や、活動にて気づいた点などを簡潔に記入します。

構成員については「漁業者」、非構成員については「漁業者以外」別に記入します。非構成員については、漁業者・漁業者以外にかかわらず一括して記入します。

活動の実施単位を概ね30分(0.5時間)単位で記入します。

日当を支払った場合の領収書の整理の方法例

〇一人ずつ領収書を受け取る方法

領収書整理帳

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、
平成〇年〇月〇日
●●●●印

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、
平成〇年〇月〇日
××××印

領収書

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、
平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇印

領収書
●●活動組織様
¥■、■■■—
但し、〇月〇日の日当として、

領収書一枚一枚に整理番号を記入します。

活動組織名：●●活動組織

10

12

〇活動参加者名簿を活用する例

水産多面的機能発揮対策参加者名簿

活動組織名：●●活動組織

作業（会議）日：〇月〇日
作業（会議）時間：8時30分～12時30分（4時間）
作業（会議）内容：母業の設置

確認印の欄に必ず本人から受領印又はサインをもらいます。

氏名	住所	活動区分				金額	確認印
		会議	作業	潜水	船舶 車両		
〇〇〇〇	●●市●●		〇		〇	■、■■■円	印
●●●●	●●市▲▲		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	■、■■■円	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印
.....		〇		〇	印

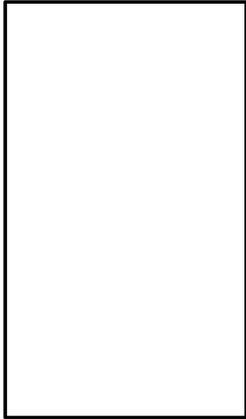
領収書の整理番号を記入します。

9

(留意事項)
日当を支払った場合は必ず領収書を整理する必要があります。
日当は必ず個人に支払う必要がありますが、個人に直接支払う場合と、団体を経由して支払う場合が想定されます。個人に支払をした場合、領収書の氏名欄は必ず個人名として下さい。
なお、団体がまとめて受け取った場合、必ず団体から活動に参加した者に支払いをしたことを確認して下さい。日当は団体の運営費や活動に参加していない者の給料等には使用出来ません。

備品台帳

様式例

番号	写真	購入日	品名	型番／品番	個数	保管場所	金額	領収書番号
1		6月30日	デジタルカメラ	0000	1個	〇〇協事務室	30,000円	5

備品番号 1: デジタルカメラ貸出管理表

様式例

貸出日	返却予定日	使用目的	氏名	所属	返却日	返却確認者
6月30日	6月30日	モニタリングのため	〇〇 〇〇	〇〇 瀬協	6月30日	㊟

備品番号 1～10: ライフジャケット貸出管理表

様式例

備品番号	貸出日	返却予定日	使用目的	氏名	所属	返却日	返却確認者
1～5	7月20日	7月20日	海難救助訓練のため	〇〇 〇〇	〇〇 瀬協	7月20日	㊟

III 活動の報告

～報告書類～

●活動の報告（市町村へ）	
実施状況報告書（表紙）	・・・・・・・・ 26
活動項目ごとの実施状況報告	・・・・・・・・ 27
作業写真整理帳	・・・・・・・・ 28
対象活動状況報告書	・・・・・・・・ 29
●活動の報告（地域協議会へ）	・・・・・・ 30
年次構成員一覧表	・・・・・・・・ 31
●事業評価の報告（地域協議会へ）	・・・・・・・・ 32

※毎年度報告する必要があります。
(報告の締め切りについては、市町村、
地域協議会にお問い合わせください。)

(参考様式第13号)

番 年 月 号 日

●●市長 殿

■■活動組織代表
〇〇〇〇

印

平成●●年度 水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能発揮対策事業）に係る実施状況報告書

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第6の8に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付資料

年次実施状況報告書（添付様式13-1）
作業写真整理帳（添付様式13-2）
対象活動状況報告書（添付様式13-3）

〈施行注意〉

市町村は当該報告書を受け、事業実施に疑義及びその内容が適当でないと判断した場合には、内容を確認の上、事業の円滑な推進を図るため、指導及び書類の再提出を行わせることとする。

(添付様式13-1)
平成〇〇年度 年次実施状況報告書
活動組織名 **〇〇活動組織**

活動項目	活動内容	協定面積	活動面積	活動時期	活動した構成員人数(延べ人数)	活動したボランティア人数(延べ人数)	教育・学習を受けた人数	使用備船(隻)	活動目標(成果)・活動内容を具体的に記入	市町村確認欄		
										現場確認	書類確認	
薬場の保全	母薬の設置	〇ha	〇ha	〇月～〇月					別紙のとおり			
	アマモの移植及び播種			〇月～〇月								
	モニタリング			〇月・〇月								
干潟等の保全	耕うん	〇ha	〇ha	〇月～〇月					別紙のとおり			
	稚貝等の沈着促進			〇月～〇月								
	モニタリング			〇月・〇月								
漂流・漂着物・堆積物処理	廃棄物等処理	〇ha	〇ha	〇月～〇月					別紙のとおり			
	モニタリング			〇月・〇月								
海難救助訓練	訓練	〇回	〇回	〇月・〇月					別紙のとおり			

市町村担当者は、どのようにして確認したかを、「現場確認」、「書類確認」の欄に印(し)をつけて下さい。

(活動組織検証証欄)
当該年度は、計画どおりの活動であったのかや、活動は適正に行われたのかなどを記載
印

(市長村検証証欄)
市町村担当者は協定を結んだ活動組織が作成した計画が妥当であるか否か、また計画に基づき適正に活動が行われているか確認した旨を記載。
印

注1) 年次実施状況報告書においては、市町村は当該実施計画書に基づき適正に事業が行われているか、項目ごとに確認を行い確認欄にその結果を記入すること。
注2) 書類とは添付様式13-2及び添付様式13-3を示す。書類確認においては、必要に応じ活動組織から確認を行うこと。

(添付様式13-2)

No 1

作業写真整理帳

活動組織名: ■■活動組織

写真番号は活動組織で整理しやすい番号をつけてください。

写真番号 1

- ・写真は一般のカメラ、デジタルカメラで撮影したもので構いません。また最近ではタブレット、スマートフォンなどでも撮影できますが、写真が不鮮明にならないようにして下さい。
- ・写真の添付枚数は、各活動項目に対し一連の活動がわかる枚数でお願いします。
- ・日当を支払う人数がわかるよう、集合写真は必ず添付してください。

実施年月日	平成●年8月3日
場所	●●公民館
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (話し合い)
備考	

写真番号 2

実施年月日	平成●年8月4日
場所	●●地先(藻場)
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (現状把握)
備考	

写真番号 3

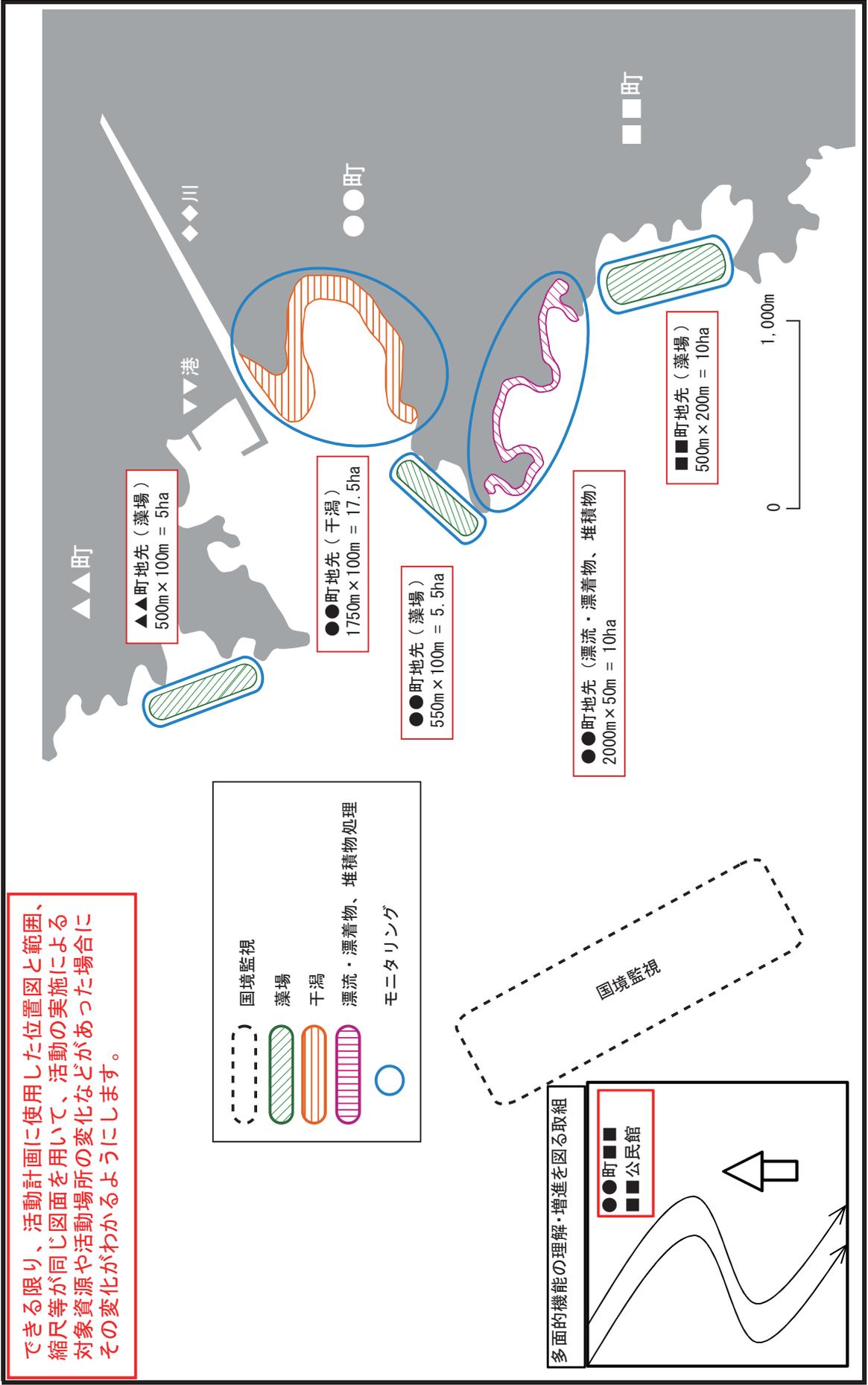
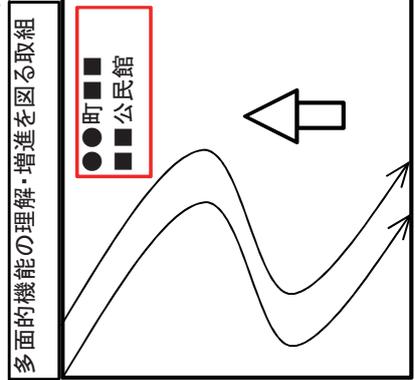
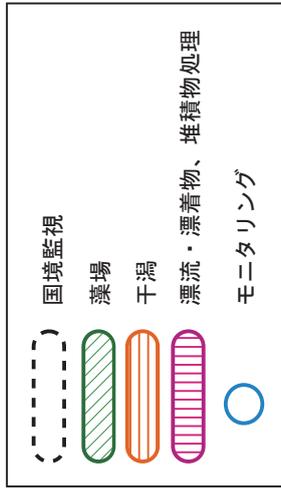
写真の順序は、活動項目順でも、日付順でも構いませんが、複数の活動項目を同時に実施した場合は、活動項目ごとの実施状況がわかるように整理して下さい。

実施年月日	平成●年8月5日
場所	●●地先(藻場)
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (母藻の設置)
備考	

平成●●年度 対象活動状況報告書

活動組織名 ■■■ 活動組織

できる限り、活動計画に使用した位置図と範囲、縮尺等が同じ図面を用いて、活動の実施による対象資源や活動場所の変化などがあつた場合にその変化がわかるようにします。



(参考様式第15号)

番 年 月 日
号 日

●●地域協議会会長
●● 殿

■■活動組織代表
〇〇〇〇

印

平成●●年度 水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能発揮対策事業）に係る実施状況報告書

水産多面的機能発揮対策に係る活動を行ったので、水産多面的機能発揮対策実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第6の9の（2）に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

年次計画実施状況報告書

添付資料

年次実施状況報告書（添付様式13-1）（原本）
作業写真整理帳（添付様式13-2）
対象活動状況報告書（添付様式13-3）
年次構成員一覧表（添付様式15-1）

(添付様式15-1)

平成〇〇年度 年次構成員一覧表

活動組織名 _____

1 漁業者

氏名	備考

氏名	備考

2 漁業者以外

氏名	備考

氏名	備考

(注1)「漁業者」とは、漁業を営む個人又は団体。漁業従事者も含まれる。

(注2) 漁業者の備考欄には、漁業従事者の所属団体名を記入すること。

(注3)「年次実施状況報告書」提出時には、構成員のうち実際に活動に携わった者及び団体名を記入する。なお団体名の記入の際は、実際に活動した人数を備考欄に記載すること。

活動組織の構成員の人数や、その内訳として「漁業者」、「漁業者以外」の人数もわかるように記入して下さい。

(参考様式第16号)

番 年 月 号 日

●●地域協議会会長
●● 殿

■■活動組織代表
〇〇〇〇

印

平成●●年度における水産多面的機能発揮対策事業に係る事業評価
の報告について

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水
港第125号水産庁長官通知）第6の10の（1）に基づき、平成●●年度におけ
る事業評価について、下記関係書類を添えて報告する。

記

活動組織の自己評価表（添付様式16）

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成して下さい。（この様式は平成29年度実施から使用）

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にして下さい。

添付様式16

自己評価表
(環境・生態系保全)

平成〇〇年度

道府県名: ●●県

活動組織名: ■■活動組織

添付様式16別紙の活動項目①～⑨から選択

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動項目ごとに対象生物が定められています。モニタリングの手引きを参考にして下さい。

部分に数字を記載して下さい。

活動項目: ①藻場の保全			
成果指標: 対象水域における生物量の増加	目標値: 対象生物量の5%以上増加		
対象生物: アマモ(被度: %)	(各活動項目で設定)		
前年度の対象生物量等:	18	本年度実績の対象生物量等:	20
平成28年度の対象生物量:	18	平成28年度からの生物増加量(%):	11%
成果実績(本年度実績の対象生物量等/前年度の対象生物量等×100)(%)	11%		
達成度(成果実績/目標値(5%)×100)(%)	222%		
協定面積(ha):	20	本年度の活動面積(ha):	4
本年度活動した人数(延べ)A:	150	Aのうちボランティア(*1)の人数(延べ):	50
Aのうち構成員の人数(延べ):	100	*1: ボランティアの定義: 構成員ではないが、活動に参加した人	

項目	評価の視点	配点	点数	ウエイト	項目の評価点 (点数×ウエイト)
成果目標	前年度より対象生物が5%以上増加	5点	5	0.4	2
	前年度より対象生物が3%以上5%未満増加	4点			
	前年度より対象生物が1%以上3%未満増加	3点			
	前年度より対象生物が0%以上1%未満増加	2点			
	前年度より対象生物が減少した	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	7	0.3	0.3
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
評価点(5点満点)					3.2

本年度は成果目標を達成したため、5点を記入。

活動記録をもとに、構成員のうち実際に活動した漁業者以外の割合。

他の組織の事例を活動に取り入れようと検討したが、技術的な問題があり導入できなかったため、3点を記入。

【①成果実績が目標値を下回ったときはその理由、②次年度に向けた改善策及び③適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい。】

達成度が対象生物量の5%以上増加の目標値を上回った場合は、①と②は記載不要ですが、③については適宜記入して下さい。

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成して下さい。（この様式は平成29年度実施から使用）

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にして下さい。

添付様式16

自己評価表
(海の安全確保)

平成〇〇年度

道府県名: ●●県

活動組織名: ■■活動組織

添付様式16別紙の活動項目⑩~⑫で、成果指標はそれらに対応します。

市町村名: ▲▲市、◆◆町

部分に数字を記載して下さい。

活動項目: ⑩海難救助訓練	
成果指標: 海難救助に参加した件数の増加	目標値: 件数の5%以上増加
前年度の件数: 2	本年度の件数: 3
平成28年度の件数: 2	平成28年度からの増加割合(%): 50%
成果実績(本年度の件数 / 前年度の件数 × 100)(%) 50%	
達成度(成果実績 / 目標値(5%) × 100)(%) 100%	
本年度活動した人数(延べ)A: 50	Aのうちボランティア(*1)の人数(延べ): 5
Aのうち構成員の人数(延べ): 45 *1: ボランティアの定義: 構成員ではないが、活動に参加した人	

項目	評価の視点	配点	点数	ウエイト	項目の評価点 (点数×ウエイト)
成果目標	本年度の実績が前年度より5%以上増加	5点	5	0.4	2
	本年度の実績が前年度より3%以上5%未満増加	4点			
	本年度の実績が前年度より1%以上3%未満増加	3点			
	本年度の実績が前年度より0%以上1%未満増加	2点			
	本年度の実績が前年度を下回った	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	5	0.3	1.5
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
評価点(5点満点)					4.4

本年度は成果目標を達成したため、5点を記入。

活動記録をもとに、構成員のうち実際に活動した漁業者以外の割合。

他の組織の事例を活動に取り入れようと検討したが、技術的な問題があり導入できなかったため、3点を記入。

【①成果実績が目標値を下回ったときはその理由、②次年度に向けた改善策及び③適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい。】

【目標値を下回った場合】
(例) 本年度は、①海難事故の発生が少なかったため目標を下回ったが、②次年度も海難事故発生に備え、引き続き訓練を行い、③救命講習の実技を計画的に受講させています。

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成して下さい。

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にして下さい。

添付様式16

自己評価表
(多面的機能の理解・増進を図る取組)

平成〇〇年度

道府県名: ●●県

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動組織名: ■■活動組織

部分に数字を記載して下さい。

教育・学習の目的(必須):	
教育・学習の内容(必須):	
教育・学習を計上した活動項目:	
前年度の理解度:	75
本年度の理解度:	80
指導者(対象活動を学び、単独で第三者に対し講習できる者)	
前年度の指導者数:	
本年度の指導者数:	
本年度活動した人数(延べ)A:	50
Aのうちボランティア(*1)の人数(延べ):	5
Aのうち構成員の人数(延べ):	45

*1: ボランティアの定義: 構成員ではないが、活動に参加した人

項目	評価の視点	配点	点数	ウエイト	項目の評価点 (点数×ウエイト)
理解度	受講者の理解度が、80%以上	5点	5	0.4	2
	受講者の理解度が、60%以上80%未満	4点			
	受講者の理解度が、40%以上60%未満	3点			
	受講者の理解度が、20%以上40%未満	2点			
	受講者の理解度が、0%以上20%未満	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	5	0.3	1.5
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
評価点(5点満点)					4.4

実施要領の運用の別表3にあるとおり、教育・学習を行った場合は受講者の理解度を把握しなければなりません。アンケート等により理解した人が80%以上は5点を記入します。

活動記録をもとに、構成員のうち実際に活動した漁業者以外の割合。

他の組織の事例を活動に取り入れようとしたが、検討にとどまる場合は、3点を記入。

【①次年度に向けた改善策及び②適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい。】

①について本年度の理解度が80%未満の場合は、記入して下さい。②については、適宜記入して下さい。

自己評価表の記載要領(添付様式16関係)

ア 自己評価表は、各活動組織ごと、活動項目ごとに作成して下さい。

イ 活動項目及び成果指標については、下表に基づき記載して下さい。

支援メニュー	活動項目	成果指標
1 環境・生態系保全	(A 水域の保全)	対象水域における生物量の増加
	① 藻場の保全	
	② サング礁の保全	
	③ 種苗放流	
	(B 水辺の保全)	
	④ 干潟等の保全(浅場を含む)	
	⑤ ヨシ帯の保全	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	
⑧ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動		
⑨ ①～⑦の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用		
2 海の安全確保	⑩ 国境・水域の監視(監視に必要な費用)	不審船または環境異変の通報件数の増加
	⑪ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	
	⑫ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)	海難救助に参加した件数の増加

ウ (ア) 1 環境・生態系保全については、各活動項目の対象生物を記載の上、「前年度の対象生物の量」、「本年度実績の対象生物の量」及び「平成28年度の対象生物量」を記入して下さい。

(イ) 2 海の安全確保については、各活動項目の成果指標に基づき「前年度の件数」、「本年度の件数」及び「平成28年度の件数」を記入して下さい。

エ 成果実績と目標値から達成度を求めて下さい。

オ 環境・生態系保全、海の安全確保及びその他の活動について、それぞれ「本年度活動した人数(延べ)」及び「その人数のうちボランティアの人数(延べ)」を記載して下さい。

カ 項目(成果目標、組織体制及び横展開)ごとに評価の視点のうち最も適切な配点を選択し、点数欄に点数を記載して下さい。

キ 項目毎の評価点を求めて下さい。

ク 成果実績が目標値を下回ったときはその理由、次年度へ向けた改善方策及び適宜評価項目以外の活動の成果を記入して下さい(必須)

ケ 活動終了後、確定した事業評価を翌年度の4月10日までに地域協議会に報告して下さい。

活動項目別の実施できる活動内容

支援メニュー	活動項目	活動内容
1 環境・生態系保全	(A 水域の保全)	
	① 藻場の保全	母藻の設置
		海藻の種苗生産
		海藻の種苗投入
		アマモの移植及び播種
		食害生物の除去(ウニ類)
		食害生物の除去(魚類)
		保護区域の設定
		ウニの密度管理
		栄養塩類の供給
		岩盤清掃
		流域における植林
		浮遊・堆積物の除去
		その他特認活動
	モニタリング	
	② サンゴ礁の保全	サンゴの種苗生産
		サンゴの移植
		食害生物の除去
		保護区域の設定
		浮遊・堆積物の除去
		その他特認活動
モニタリング		
③ 種苗放流	生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流	
	モニタリング	

支援メニュー	活動項目	活動内容		
1 環境・生態系保全	(B 水辺の保全)			
	④ 干潟等の保全	砂泥の移動防止 客土 耕うん 死殻の除去 機能低下を招く生物の除去(腹足類) 機能低下を招く生物の除去(魚類) 機能低下を招く生物の除去(節足類) 機能低下を招く生物の除去(その他) 保護区域の設定 稚貝等の沈着促進 稚貝の密度管理 機能発揮のための生物移植 流域における植林 浮遊・堆積物の除去 その他特認活動 モニタリング		
		⑤ ヨシ帯の保全	ヨシ帯の刈取り・間引き ヨシの移植 競合植物の管理 保護柵の設置 保護区域の設定 浮遊・堆積物の除去 その他特認活動 モニタリング	
			⑥	環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善 河川や湖沼内のオオカナダモ等の駆除や清掃等の活動 モニタリング
			⑦	海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理 漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理 モニタリング
			⑧	③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動 都道府県知事が地域の特性を配慮して認定する環境・生態系保全を行うために必要と認める活動
			⑨	①～⑦の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用 ①～⑦の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の有効利用のための技術開発、食材加工又は販路開拓に向けた活動

支援メニュー	活動項目		活動内容
2 海の安全確保	⑩	国境・水域の監視 (監視に必要な費用)	(国境の監視) 監視・連絡のための体制の構築
			(水域の監視) 国民の財産である海洋生物の保全
	⑪	海の監視ネットワーク強化 (監視・情報集約に必要な費用)	(海の監視ネットワーク強化) 監視ネットワーク強化のための海上監視・情報収集
	⑫	海難救助訓練 (訓練に必要な費用)	(海難救助訓練) 非常時の通信手段の確保支援、救援体制の構築
⑬	国境・水域の監視(⑩)、海の監視ネットワーク強化(⑪)、海難救助訓練(⑫)の活動と一体的に行う資機材等の整備	無線機器類の整備・設置(陸上・海上とのネットワークが構築できるような機器を選定)	
		受信体制整備	
		機器整備(救命索、担架等)	
多面的機能の理解・増進を図る取組			上記1、2の活動に併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組

I 活動に係る交付単価表

支援メニュー	活動項目	単位	国の交付単価 又は交付率等	国の交付に連携し 地方公共団体が地方 単独事業として 実施する場合の交 付単価	国の交付に連携し 地方公共団体が地方 単独事業として 実施する場合の交 付単価(特定有人 国境離島地域)	内容等	
1 環境・生態系 保全	(A 水域の保全)						
	①	藻場の保全	円/ha	336,000	480,000	420,000	
	②	サンゴ礁の保全	円/ha	75,600	108,000	94,500	
	③	種苗放流	円/ha	504,000	720,000	630,000	
	(B 水辺の保全)						
	④	干潟等の保全(浅場を含む)	円/ha	134,400	192,000	168,000	
	⑤	ヨシ帯の保全	円/ha	525,000	750,000	656,250	
	⑥	環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	円/ha	84,000	120,000	105,000	
	⑦	海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	円/ha	336,000	480,000	420,000	
	⑧	③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	式・円	840,000	1,200,000	1,050,000	
⑨	①～⑦の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用	式・円	672,000	960,000	840,000	技術開発費	
		式・円	672,000	960,000	840,000	食材加工費	
		式・円	336,000	480,000	420,000	販路開拓経費	
2 海の安全 確保	⑩	国境・水域の監視(監視に必要な費用)	円/Km ²	120,000	120,000	120,000	国費の上限額は6,000千円
	⑪	海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	円/隻・日	2,000	2,000	2,000	海上
			円/回・日	1,700	1,700	1,700	陸上
	⑫	海難救助訓練(訓練に必要な費用)	円/回	240,000	240,000	240,000	1回当たり参加する構成員が15人以上30人未満
			円/回	480,000	480,000	480,000	1回当たり参加する構成員が30人以上60人未満
⑬	国境・水域の監視(⑩)、海の監視ネットワーク強化(⑪)、海難救助訓練(⑫)の活動と一体的に行う資機材等の整備	交付率	1/2以内			960,000	1回当たり参加する構成員が60人以上 国費の上限額は1式(設置費込)当たり200千円

※1 上記の①から⑦までの各活動項目の単価には、モニタリング費が含まれる。

※2 ⑧、⑨、⑬の活動項目について、単独の実施はできない。

※3 「国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価」の欄に示す額以上の場合に優先採択する。(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域における活動については、「国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価(特定有人国境離島地域)」の欄に示す額以上の場合に優先採択する。)

ただし、以下の要件に該当する災害であって水産庁長官が別に定めるものにより被災した場合であって、速やかに環境・生態系保全の活動項目のいずれかを実施しなければその地域の主要生物資源が死滅するおそれがあるため、当該活動を緊急的に実施することが必要なときは、この限りでない。

(災害の要件)

波浪(うねり及び津波を含む。)、高潮、暴風、洪水、降雨、融雪、地すべり及び地震等の異常な天然現象による災害であって、原則として次の条件に該当するものを除くものとする。

ア 最大風速15メートル未満の風により発生した災害

イ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波による災害で、被災の程度が比較的軽微と認められるもの

ウ 最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害

ただし、次の場合を除くものとする。

(ア) 時間雨量又は連続雨量が特に大である場合

(イ) 河川において警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。))の5割程度の水位)以上の出水による場合

(ウ) 比較的長時間にわたる融雪出水等による場合

II 多面的機能の理解・増進を図る取組の取扱い

- 多面的機能の理解・増進を図る取組とは、上記①から⑫までの活動と併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組をいう。
- 多面的機能の理解・増進を図る取組を実施しない場合は、上記①から⑫までの活動に基づき算出した交付単価に5/6を乗じた額を上限として交付する。(⑪を除く)

交付金の交付対象となる活動項目の要件

支援メニュー	活動項目	要件
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	② サンゴ礁の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	③ 種苗放流	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	④ 干潟等の保全(浅場を含む。)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑤ ヨシ帯の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑧ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。
	⑨ ①から⑦までの活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式(食害魚介類・藻類の1種類)までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。
2 海の安全確保	⑩ 国境・水域の監視(監視・訓練に必要な費用)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1日当たりの1隻に支払う金額の上限は、29,200円(ただし、監視員1名分の金額を含むことから、監視員を乗せない場合は22,400円)までとする。
	⑪ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・当該活動項目は海上と陸上の取組の組み合わせであるため、当該活動は陸上単独では実施できない。
	⑫ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・訓練実施回数は、年間2回までとする。
	⑬ 国境・水域の監視(⑩)、海の監視ネットワーク強化(⑪)、海難救助訓練(⑫)の活動と一体的に行う資機材等の整備	・実施に当たっては⑩(国境・水域の監視)、⑪海の監視ネットワーク強化、⑫(海難救助訓練)と合わせて実施すること。 ・無線機器類及び受信体制整備については、1回限りとする。 (本事業において、これまでに整備した船等に再度整備することはできない。)
	多面的機能の理解・増進を図る取組	・活動内容は、①から⑫までの多面的機能の理解・増進を図る取組(教育・学習)とすること。 ・活動の対象者を特定することとする。 ・座学による講義等を実施することとする。 ・活動後、対象者の理解度を把握することとする。 (活動の対象者は、できる限り1回当たり10人以上が望ましい。)

※1 ①から⑨までの活動項目に係る要件のうち、「当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。」については、別表2の※3のただし書に規定する場合にあっては適用しない。

水産多面的機能発揮対策

写真の取り方マニュアル

平成30年6月

もくじ

1. 活動記録としての写真撮影	45
2. 写真の撮影時の留意点	46
3. 一回あたりの写真撮影の流れ(例)	50
4. 写真の保存・管理	51
5. 作業写真整理帳の作成	52

1. 活動記録としての写真撮影

水産多面的機能発揮対策においては、「活動」に対して支援を行うこととなっているため、「活動」の記録を残しておく必要があります。

活動を実施した記録として重要なものの一つが作業状況の写真です。このため、活動を行った際には必ず写真を残すようにします。

▼ 活動をするときは必ず記録写真を撮る

写真は、作業日報にあわせ、作業日、活動項目ごとに保全活動等の実施中や完了後の様子などを撮影します。

▼ 作業写真整理帳の作成

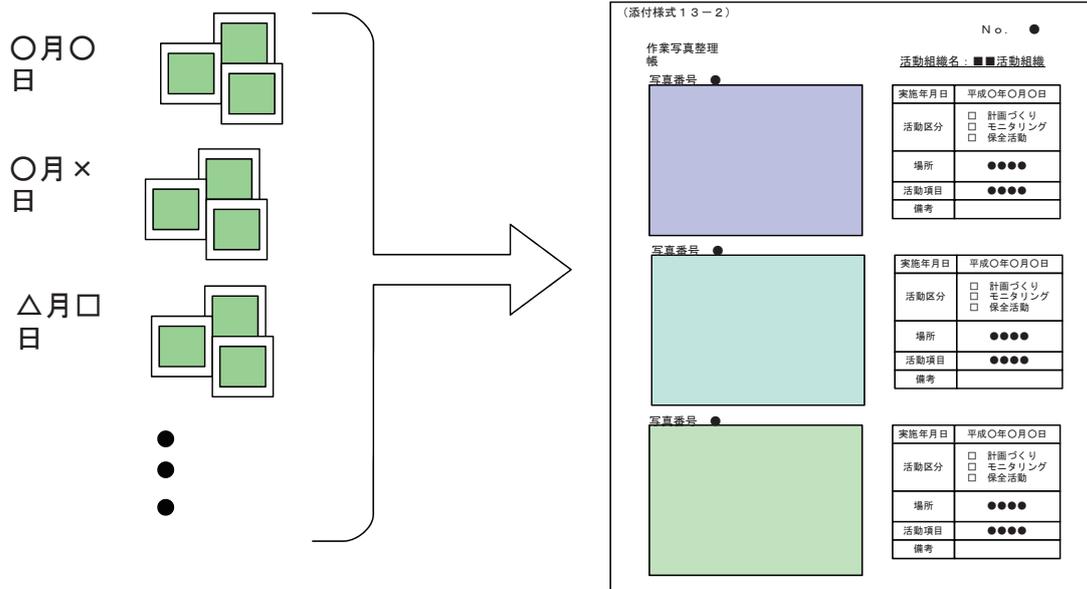
各年度末の各種報告書のうち作業写真整理帳については、毎回の活動記録写真の中から、それぞれの活動を代表する写真を選択して作成します。

<毎回の活動の記録>

活動を行うごとに写真を撮影、活動の証拠として保管。

<写真整理帳>

撮影した写真の中から、それぞれの活動項目を代表するようなものを選んで作成。



なお、作業写真整理帳に用いなかった写真についても、毎回の活動の証拠書類として、5年間以上保存しておきます。

2. 写真の撮影時の留意点

(1) 安全第一

写真撮影の目的は活動の証拠を残すことであって、芸術的な写真を求めているわけではありません。活動中の写真でなくても、作業前後の変化を撮ることで活動の証拠になる場合などもありますので、**安全上無理のない範囲で記録写真を撮るよう**にしましょう。

なお、危険を冒さなければ記録写真が撮れないと考えられる場合には、実施状況の確認を行う市町村や地域協議会と、どのような形で実施状況を確認したらよいかを事前によく相談するようにしましょう。

▼ 足もとと注意

写真を撮るのに夢中になって、足もとがおろそかにならないように注意して下さい。特に保全活動などでは、撮影場所が船上や水辺等の足もとが不安定な場所での活動が中心となりますので、常に足場の確認をして、危険な足場や体勢での撮影にならないよう注意して下さい。



(2) 確実に記録写真を残すために

▼ 写真管理の責任者を決める

毎年度、活動が始まる前に、写真管理の責任者を決めます。責任者を決めることで役割が明確になり写真の撮り忘れ等の事態を少なくすることができます。

写真管理責任者の役割（例）

- ・ 毎回の活動ごとの写真撮影の割り振りを決める（責任者本人を含む）。
- ・ 写真の撮影状況等を確認する。
- ・ 撮影された写真を適切に整理・管理する。



▼ 撮影する必要があるものを事前に確認する

毎回の活動の前に、行おうとする活動の内容から、どのような写真を撮っておけばよいか（活動の証拠となるか）を検討しておきましょう。



▼ 撮影時の留意事項

明瞭な写真が撮れるよう、撮影時には以下の点に留意しましょう。

- ◆ ピントは被写体にあわせピンボケがない。
- ◆ 逆光での撮影を避ける。
- ◆ 手ぶれをしないようカメラをしっかり構える。
- ◆ 明るいところで撮影を行い、暗いところではフラッシュ（ストロボ）を焚く。
- ◆ デジタルカメラを使用する場合は、ピンボケ、手ぶれ、光度不良などのミスが発生していないかを撮影の合間などにプレビュー等で確認し、取り損ないが生じないようにする。

なお、実施状況報告に使用される作業写真整理帳は写真を横向きで添付する様式になっているため、カメラは横使いで撮影するようにしましょう。



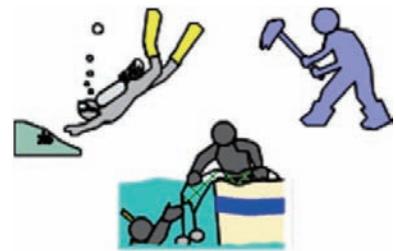
プレビューでチェック



(3) どのような写真を撮るか

▼ 活動中の様子を撮る

水産多面的機能発揮対策は、水産業・漁村の持つ多面的機能を発揮する「活動」に対して支援を行うものです。このため、活動中の様子を撮ることが基本となります。



▼ 活動の成果を撮る

陸上に回収した食害生物や、除去した浮遊・堆積物、清掃活動で発生したゴミ等は、一カ所に集めてその日の成果として写真に納めておきましょう。

また、活動によって生産・作成したものについてもその成果物を写真に納めておきましょう。

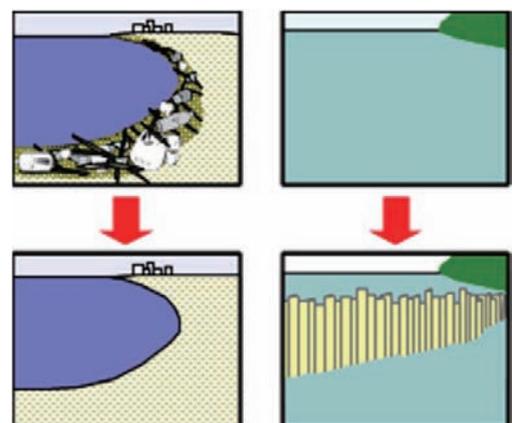


▼ 活動の前後の差がわかるように撮る

浮遊・堆積物の除去、海浜清掃などの活動では、活動を始める前の様子を撮影した上で、活動終了後に同じアングルで対象箇所がきれいになった様子を撮影しましょう。

また、保護柵、看板などの構造物を設置する場合も、設置する前と後の写真を撮っておくようにしましょう。

同じ場所を撮影していることがわかるような目印（地形、建物など）を一緒に撮影するようにします。



▼ 写真整理の助けに

その日の活動内容や使用機材、担当者名などを記載したものを、その日の最初の一枚として撮影しておく、後で写真を整理・分類するときにわかりやすくなります。

なお、後の日当や用船料等の支出の証拠ともなりますので、その日使う船やその他の機材、参加者の集合写真なども撮影しておくことを推奨します。

○月○日

活動項目：母藻の設置
行うこと：

①スポアバックの作成

②スポアバックの投入

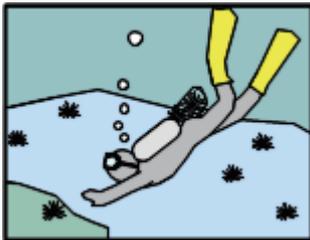
使用する船：○○、○○

写真係：○○、○○

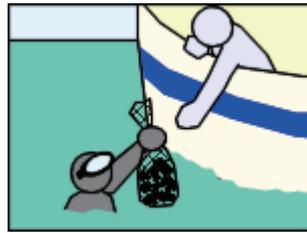
(4) 水中写真について

近年、浅い水深であれば水中撮影ができるカメラが比較的安価で提供されるようになってきていますので、作業の安全や効率上支障が生じない範囲で水中の様子（水中での作業、水中に設置したものの状況、藻場などの資源の状況）なども記録として残しておくとい良いでしょう。

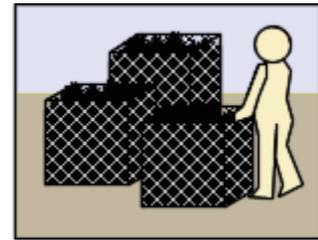
なお、活動の証拠となる写真があればよいので、水中写真以外の方法で活動の実施状況が確認できれば、無理に水中写真を撮影する必要はありません。（※）



水中写真があれば活動の様子がよくわかりますが、



水中写真以外でも活動の状況が確認できる場合には、無理してまで水中写真にこだわる必要はありません。



※水中写真以外では作業の実施状況がわかりにくいような活動で、水中写真を撮ることが難しい場合には、地域協議会や市町村などどのような形で実施状況を確認するかをよく打ち合わせするようにして下さい。

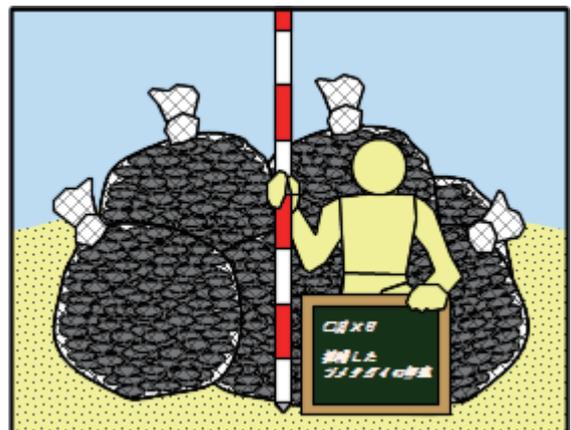
(5) その他の留意事項

▼ ポール、黒板等の活用

大きさ（長さ）の比較ができるようなものを一緒に撮影しておく、対象物のスケール感がわかりやすくなります。

工事写真等では、測量用のポール、スタッフなどがよく用いられます。

また、小型の黒板やホワイトボードなどに、作業の内容などを記載して、一緒に撮影しておく、後の写真の整理などに便利です。



▼ フィルム、電池等の準備はしっかりと。

撮影中にフィルム等が足りなくなることはないよう、撮影前に、十分なフィルムの残量、(デジカメでは)記録媒体の残り容量があるかをチェックしましょう。

また、特にデジタルカメラでは、電池の消費量が大きいいため、記憶媒体の残り容量が十分であっても、電池切れのために撮影ができなくなることが多々あります。事前にしっかり充電しておくとともに、予備の電池も用意しておくようにしましょう。



▼ デジタルカメラの解像度

デジタルカメラで撮影する場合、解像度が小さすぎると不鮮明になってしまいますが、解像度が大きくなればそれだけ1枚あたりのファイル容量が大きくなり、同じ容量の記憶媒体(SDカード等)でも撮影枚数が少なくなる、パソコンの処理が重くなるなどの問題が生じます。どの程度の大きさに印刷するかを念頭に置きつつ、適切な解像度を選択するようにしましょう。

なお、L判での印刷であれば200万画素(2M、1600×1200など)程度でも十分です。これより大きめのサイズで利用するとしても、通常の使用の範囲では500万画素(5M、2560×1920など)より高い解像度は必要ないでしょう。

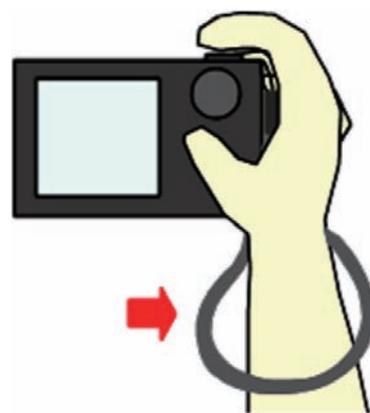
▼ 多めに撮っておきましょう

作業の内容等を的確に表す写真を撮ることはなかなか難しいものです。撮影ミスが発生することもあるため、必要枚数より多めに撮影するとともに、同じ作業についてもアングルなどを変えて何パターンか撮影することを推奨します。

▼ カメラを落とさないように

カメラを水中に落とした場合に、耐水性の無い機種は壊れてしまいますし、そうでなくとも、海や湖に落としてしまった場合には、回収困難となる可能性が高くなります。

保全活動は、海や湖で行われる場合が多いため、ストラップを手首に固定するなどして、カメラを落とさないようにしましょう。

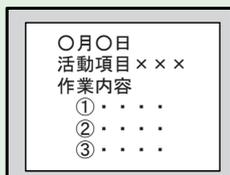


※首からかける方式のストラップもあります。使い勝手の良いものを選びましょう。

3. 一回あたりの写真撮影の流れ(例)

1回(1日)の活動における写真撮影の流れは次のようなものが想定されます。これは一例ですので、後から見ても活動記録としてわかりやすくなるよう、それぞれ工夫するようにして下さい。

1



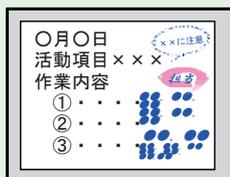
一番最初に、日付、活動項目、作業内容などを紙、黒板などに記載して、撮影しておきます。

2



活動開始前の打ち合わせの様子を撮影します。

3



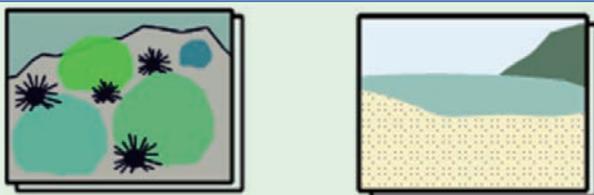
打ち合わせで決定した事項(役割分担など)を撮影します。
※写真撮影担当者名も忘れずに記録して下さい。

4



その日使う機材、船などを撮影します。(打ち合わせの前に撮ってもよい)

5



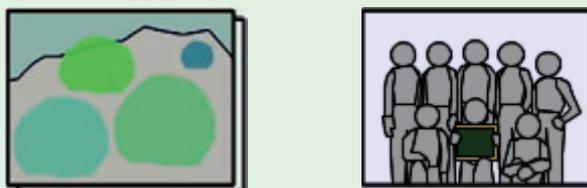
活動前の資源、活動場所の様子などを撮ります。

6



作業状況を撮影します。作業内容ごとに複数枚(多めに)撮影するようにしましょう。(可能な限り作業に参加した船も撮影するようにしましょう。)

7



作業終了後の様子を撮ります。誰が参加したかわかるように集合写真を撮影しましょう。



1~2枚程度でOK



やや多めに撮りましょう



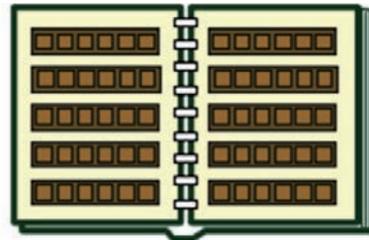
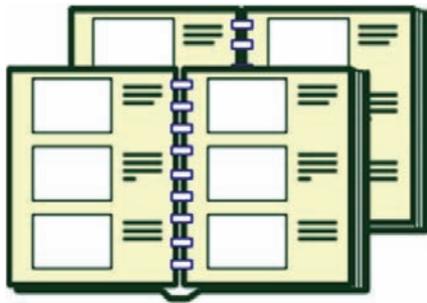
特に多めに撮りましょう

4. 写真の保存・管理

活動の実施状況を撮影した写真は、作業日誌に合わせ、作業日と活動項目が分かるよう整理し管理をします。市町村への実施状況報告の際に、これらの写真から適当な写真を抜粋するため、写真を適切に管理する必要があります。

▼ フィルム式カメラ

作業日誌にあわせて、作業日と実施した活動項目がわかるように番号をつけてアルバム等で保管します。また、後に焼き増しを行う場合等が想定されるため、写真とあわせてネガも適切に保管します。

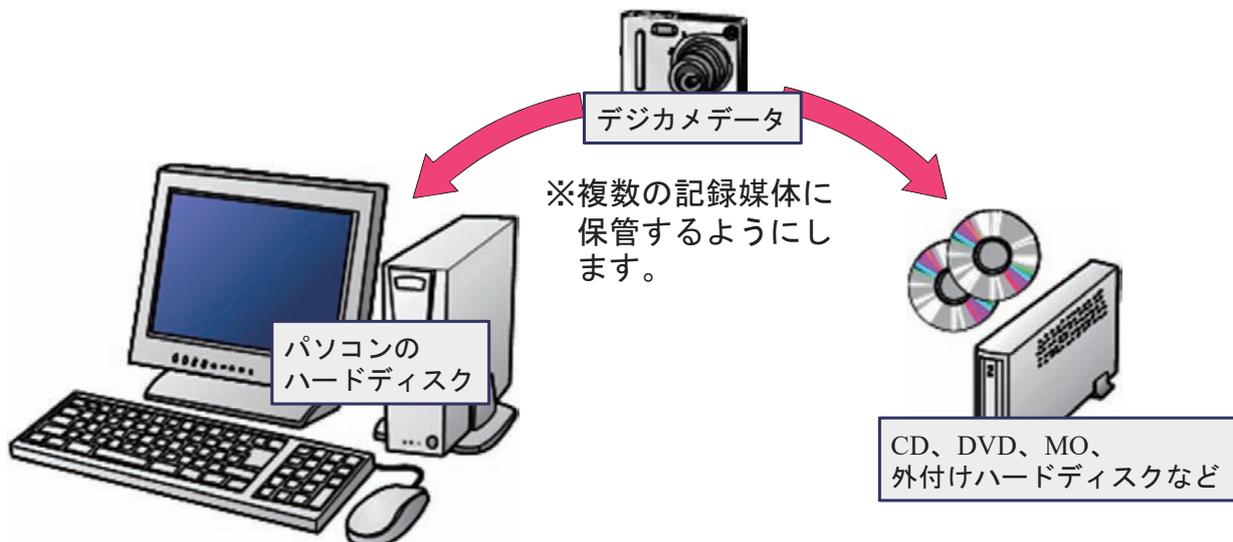


※ネガの保管方式としては、アルバム式のほか、カートリッジ式のネガフィルムを保管する専用のケースなども市販されています。

▼ デジタルカメラ

作業日誌にあわせて、作業日と実施した活動項目がわかるように番号をつけてパソコン等で保管します。作業日ごとにフォルダを作成し、フォルダ名を作業日・活動内容がわかるものとして、その日分の写真をそのフォルダに保存していくようにすると、後の書類作成時に目的の写真が探しやすくなります。

なお、パソコンの不具合などによりデータが消えてしまう場合があるため、バックアップを別の記憶媒体に作成しておきましょう。



5. 作業写真整理簿の作成

毎年度、市町村が定めた期日までに実施状況の報告を行う際、「作業写真整理帳」を作成します（「水産多面的機能発揮対策書類の書き方簡易マニュアル（暫定版）」参照）。この書類には、作業日誌に合わせて撮影した写真の中から、それぞれの活動を代表する写真を選択して添付します。

市町村の行う実施状況の確認の多くは、この写真により行うため、この写真の整理が大変重要となります。

○作業写真整理帳

活動状況報告書に添付する書類の一つで、活動項目ごとの写真を添付します。

(添付様式 13-2)

作業写真整理帳		活動組織名: ■■■活動組織	
写真番号 ●		実施年月日	平成○年○月○日
写真番号 ●		活動区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画づくり <input type="checkbox"/> モニタリング <input type="checkbox"/> 保全活動
		場所	●●●●
		活動項目	●●●●
		備考	
		実施年月日	平成○年○月○日
		活動区分	<input type="checkbox"/> 計画づくり <input type="checkbox"/> モニタリング

○写真の添付枚数

作業写真整理帳においては、市町村との協定における活動計画のうち、当該年度に実施することとしていた活動項目すべてについて、その実施が写真で確認できるようにすることが原則となります（※）。

このため、活動項目1つにつき、**最低一枚以上**は写真を添付します。

なお、以下のような場合は複数枚の写真を添付するようにします。

◆1つの活動項目の中に、複数の作業がふくまれる場合

保全活動などで、いくつもの作業が必要となる活動では、それぞれの行程ごとに写真を添付します。

例えば、ウニの密度管理の場合、①ウニの採取→②採取したウニの運搬→③ウニの放流の3つの作業から成り立っていますので、それぞれの作業について写真を添付します。

◆1枚の写真では活動の状況が明確にならない場合

1枚の写真では活動の状況が明確にならない場合は、複数枚の写真を組み合わせ、状況を説明する方法を採りましょう。

※ 写真のみでは実施状況の確認が難しい項目などもありますので、活動開始前に市町村や地域協議会と活動の実施状況の確認手法や必要な写真、実施状況報告書以外に提出が必要な書類についてよく打ち合わせておくとい良いでしょう。

水産多面的機能発揮対策 Q&A

目 次

地域協議会について	57
（問1）地域協議会＞都道府県における複数の協議会の設置	57
（問2）地域協議会＞市町村を追加する場合の総会の開催	57
（問3）地域協議会＞市町村の構成	57
（問4）地域協議会＞構成員の役職	58
（問5）地域協議会＞地域協議会の会員等の都道府県、市町村の職員の身分及び職務	58
（問6）地域協議会＞活動組織の構成員等が地域協議会の会員になることの可否	58
（問7）地域協議会＞法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録可否	58
（問8）地域協議会＞地域協議会の事務委託	59
（問9）地域協議会＞運営費の交付決定を受けるまでに要する経費	59
（問10）地域協議会＞地域協議会推進事業実施計画の対象経費の具体例	59
（問11）地域協議会＞ホームページ開設の必要性	60
（問12）地域協議会＞特認活動等を位置づける際の留意点	60
（問13）地域協議会＞少額事業集約による特認活動	61
（問14）地域協議会＞事務局運営を行う団体への人件費の交付金支出	61
活動組織について	61
（問15）活動組織＞構成員＞構成員数の制限・地域住民等の参加・日当の支出	61
（問16）活動組織＞構成員＞団体で登録する構成員の登録名	62
（問17）活動組織＞構成員＞構成員の複数の活動組織への参加	62
（問18）活動組織＞構成員＞メーカー等の参加・自社製品の活用	62
（問19）活動組織＞協定と活動計画＞活動の変更に伴う協定再締結	62
（問20）活動組織＞協定と活動計画＞複数市町村にまたがる組織の市町村協定	63
（問21）活動組織＞協定と活動計画＞協定の相手方（都道府県との協定）	63
（問22）活動組織＞協定と活動計画＞協定面積の設定方法	63
（問23）活動組織＞協定と活動計画＞モニタリング費の扱い	64
（問24）活動組織＞協定と活動計画＞活動年限	64
（問25）活動組織＞協定と活動計画＞モニタリングのみの実施	64
（問26）活動組織＞協定と活動計画＞再生見込みのない藻場の保全活動・休止	64
（問27）活動組織＞協定と活動計画＞協定面積内での年度ごとの実施区域	65
（問28）活動組織＞協定と活動計画＞活動計画と活動実績が著しく異なる場合	65
（問29）活動組織＞協定と活動計画＞効果等の検証が十分でない取組の実施	65
（問30）活動組織＞協定と活動計画＞活動計画変更に伴う協定変更等	65
（問31）活動組織＞協定と活動計画＞単価を設定する際の根拠	65

(問32) 活動組織>交付金の使途>備品等の購入	66
(問33) 活動組織>交付金の使途>トラクターの替刃	66
(問34) 活動組織>交付金の使途>活動での弁当、お茶等の費用	66
(問35) 活動組織>交付金の使途>民間業者の活動組織参入、重機のリース等	66
(問36) 活動組織>交付金の使途>重機の使用	66
(問37) 活動組織>交付金の使途>活動及び事務の一部委託	67
(問38) 活動組織>交付金の使途>委託可・不可なもの	67
(問39) 活動組織>交付金の使途>第三者への事務の委託	67
(問40) 活動組織>交付金の使途>構成員が所属する団体への事務委託	67
(問41) 活動組織>交付金の使途>イベント開催又は参加費用への交付金の支出	68
(問42) 活動組織>交付金の使途>確定申告への支払証明書の発行主体	68
(問43) 活動組織>交付金の使途>日当に対する源泉徴収	68
(問44) 活動組織>交付金の使途>研修会等への旅費の支出	68
(問45) 活動組織>構成員>漁協職員・漁協女性部員(非組合員)の参加	69
(問46) 活動組織>構成員>漁業者以外の者の役割	69
(問47) 活動組織>その他>活動組織の意思決定	69
(問48) 活動組織>その他>活動組織の名称	69
(問49) 活動組織>その他>河川・漁港・港湾等の区域で実施する際の留意点	70
(問50) 【欠番】	70
(問51) 活動組織>その他>モニタリングの精度・委託	70
(問51-2) 活動組織>その他>モニタリングの精度・委託-2	70
交付金について	71
(問52) 交付金>事業採択>交付金総額の算出方法	71
(問53) 交付金>交付申請>交付申請額の算出	71
(問54) 交付金>交付申請>交付額の目安	71
(問55) 交付金>使途>事務作業員への日当支給	71
(問56) 交付金>使途>活動日の重複	72
(問56-2) 交付金>使途>国境・水域の監視活動における傭船料	72
(問57) 交付金>使途>役員への手当	72
(問58) 交付金>使途>交付金での備品の購入	73
(問59) 交付金>使途>活動項目間での流用	73
(問60) 交付金>使途>日当の支払方法	73
(問60-2) 交付金>用途>講習、研修会等の参加における日当について	73
(問61) 交付金>支払(国→地域協議会)>国費の概算払の計画	73
(問62) 交付金>支払(地域協議会→活動組織)>交付金支出に伴う確認内容	74
(問63) 交付金>地方負担>事業費の上乗せ額の判断	74
(問64) 交付金>地方負担>都道府県・市町村の活動組織に対する直接交付	74
(問65) 交付金>その他>啓発普及(学習会の開催への支援)	75
(問66) 交付金>その他>活動費の繰越	75

(問 67) 交付金>その他>活動費の立替	75
(問 68) 【欠番】	76
活動項目について	76
(問 69) 活動項目>活動計画>活動項目の継続的な実施	76
(問 70) 活動項目>活動計画>計画変更の可否	77
(問 71) 活動項目>活動計画>種苗放流の対象	77
(問 71-2) 活動項目>活動計画>種苗放流の対象-2	77
(問 72) 活動項目>活動計画>種苗放流と類似する活動内容の取扱い	78
(問 73) 活動項目>活動計画>漂流漂着物処理と類似する活動内容の取扱い	78
(問 74) 活動項目>活動計画>漁港区域等での漂流漂着物処理・受託海浜清掃	79
(問 75) 活動項目>活動計画>船でしか行けない場所での漂流漂着物処理	79
(問 76) 活動項目>活動計画>産卵礁の設置	80
(問 77) 活動項目>活動計画>無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項	80
(問 78) 活動項目>活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上①	81
(問 79) 活動項目>活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上②	81
(問 80) 活動項目>活動計画・モニタリング>石倉設置の特認	81
その他	82
(問 81) 都道府県>総会出席に関する旅費の支出可否	82
(問 82) 市町村>交付金以外の市町村が行う支援方法	82
(問 83) 市町村>市町村が行う確認業務(現場確認)	82
(問 84) 活動計画>保全活動とモニタリングの活動回数	82
(問 85) 活動計画>年度ごとに異なる区域での実施可否	83
(問 86) その他>環境・生態系保全活動支援事業で購入した備品の継続使用	83
評価について	83
(問 87) 評価>評価の必要性	83
(問 88) 評価>評価の方法	84
(問 89) 評価>評価のスケジュール	84
(問 90) 評価>成果指標	84
(問 90-2) 評価>成果指標-2	85
(問 91) 評価>成果実績が目標値を下回った場合の次年度の活動の可否	86
多面的機能の理解と増進について	86
(問 92) 多面的機能の理解と増進>なぜ漁村文化の継承を見直したのか	86
(問 93) 多面的機能の理解と増進>漁村文化の継承の見直しの内容	86
(問 94) 多面的機能の理解と増進>教育・学習の取組を実施する際の留意事項	87
(問 95) 【欠番】	87
(問 96) 【欠番】	87

(問 9 7) 多面的機能の理解と増進>実施可能な教育・学習の取組 (具体例)	87
(問 9 8) 多面的機能の理解と増進>多面的機能の理解・増進を図る取組」の評価.....	88

水産多面的機能発揮対策 Q&A

地域協議会について

(問1) 地域協議会>都道府県における複数の協議会の設置

(問1) 1都道府県において複数の地域協議会を設置することは可能か。

可能です。例えば、異なる特性の海域の活動や、内水面の活動を対象とした地域協議会がそれぞれ必要である等の実情に応じて設置する場合があります。

ただし、複数の地域協議会を設置することによる対象海域や内水面の空白を作らないため、様々な取組を網羅するためにも、1都道府県に1地域協議会の設置が望ましいです。

(問2) 地域協議会>市町村を追加する場合の総会の開催

(問2) 地域協議会の総会は、どの程度の頻度で開催するのが適当か。活動組織が増えて新たに活動組織を有する市町村を会員に追加する度に総会を開催する必要があるのか。

実施要領の運用別記1で示す地域協議会規約（以下「規約」という）第16条及び第17条に照らし、適宜開催する必要があります。例えば第5条の会員に新たに市町村を追加する場合や活動組織の活動計画を採択する場合などに総会を開催する必要があります。なお、総会の開催にあたり、会員の招集が困難な場合は、規約第18条に照らし書面や代理人による総会議決も可能です。

(問3) 地域協議会>市町村の構成

(問3) 地域協議会を構成する市町村は、活動組織がある市町村に限られるのか。

例えば、多面的機能の理解・増進を図る取組において出前授業等により、他の市町村で活動組織が活動を行う場合があることから、活動組織がない市町村であっても会員になることは可能です。また、将来的に参加の広がりを目指すべく前広に対応することが望まれます。

ただし、協定締結や確認事務を行わない市町村は、協議会等運営事業（市町村事業費）の交付対象にはなりません。

(問4) 地域協議会＞構成員の役職

(問4) 地域協議会の会員となる都道府県、市町村及び漁業関係団体等の役職はどの程度が適当か。

都道府県、市町村及び漁業関係団体等において、本対策事業の実施に当たって職責を有する者（役員、管理職）が適当と考えます。この理由としては、地域の実情に応じた活動か否か、活動組織からの計画の採択を行っていただくことになるからです。これまで承認された地域協議会では、都道府県、市町村では水産主務課長、漁連では会長や専務理事が会員となっています。

(問5) 地域協議会＞地域協議会の会員等の都道府県、市町村の職員の身分及び職務

(問5) 地域協議会の会員、あるいは役員になる都道府県、市町村の職員の身分及び職務はどのような扱いになるのか。

各地方公共団体により扱いが異なるものと考えられます。そのため、地方公共団体の職員の身分のままで協議会の会員になることができるのか、それぞれの団体の服務担当者に相談してください。

※地域協議会における地方公共団体職員の役職の例

会長：県課長

副会長：県課長、市町村課長

監事：市町村課長

(問6) 地域協議会＞活動組織の構成員等が地域協議会の会員になることの可否

(問6) 活動組織の構成員、あるいは構成員が属する団体等が地域協議会の会員になることは可能か。

地域協議会は、活動組織が策定した活動計画を承認する役割を担っています。そのため地域協議会の役員と活動組織の代表者が同一である場合は、事務手続きの透明性を確保する観点から好ましくありませんが、その場合は両者に重複がないよう注意する必要があります。例えば地域協議会役員がA組合長で、活動組織代表がA組合長の場合、活動組織の代表を組合の他の理事にする等の整理が必要です。

(問7) 地域協議会＞法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録可否

(問7) 法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録できるか。

各地域の実情に応じて会員とすることができます。なお、実施要領でいう地域協議会の会員としての非営利団体等としては、NPO法人、公益法人などが考えられます。

(問 8) 地域協議会＞地域協議会の事務委託

(問 8) 地域協議会の事務を委託することは可能か。また委託することが可能な場合の注意点はなにか。

地域協議会の事務を委託することは可能です。委託する場合は、委託の必要性や委託内容を明確にし、委託する内容は、事務の一部であること（主体はあくまで地域協議会にあること）等を説明できるようにすることが必要です。

また、地域協議会の事務の一部を委託する場合には、規約第 4 条第 2 項に「事務の一部委託」に関する事項が規定されていることが必要です。契約に関しては、

- ・委託業者選定調書（委託先が当該団体でないといけない理由を明記）
- ・見積書（人件費、直接経費等の積算内訳を明記）
- ・仕様書（委託業務の項目、内容、数量、納期等を明記）
- ・契約書（委託者と受託者が捺印の上、両者 1 通ずつ保管）

等の書類を整備するように努めてください。その際には、複数社から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。

なお、地域協議会の代表と契約先の代表が同一人物である場合は、以下の要件を満たせば契約は可能とされます。

- (1) 双方の団体に不利益をもたらすものでなく、あらかじめ地域協議会の総会で承認されたものであること
- (2) 受託者が漁協の場合は、あらかじめ理事会の承認を受けたものであること

(問 9) 地域協議会＞運営費の交付決定を受けるまでに要する経費

(問 9) 地域協議会を立ち上げ、運営費の交付決定を受けるまでに要する経費については、関係者の自己負担か。

国または地方公共団体が交付決定を行うまでの間に要する経費については、関係者の自己負担となります。

(問 10) 地域協議会＞地域協議会推進事業実施計画の対象経費の具体例

(問 10) 地域協議会推進事業実施計画（添付様式 19 別添）の対象経費の具体例を示してほしい。

本様式に従って記載する場合は、以下の様な例（次ページ）が考えられます。

1. 指導・推進 (1) 旅費 (2) 諸謝金・日当 (3) 委託費	地域説明会出席、対象活動組織の現地指導、全国説明会出席等 地域説明会に専門家を招いた際の謝金、説明会ロジ担当者への日当 等 協議会以外の者に業務を委託する際の委託費
2. 地域活動指針等作成 (1) 旅費 (2) 諸謝金・日当 (3) 委託費 (4) 印刷費 (適宜追加) (5) 使用料 (適宜追加)	指針作成検討会出席 等 指針作成検討会に専門家を招いた際の謝金、検討会ロジ担当者の日当 等 協議会以外の者に業務を委託する際の委託費 地域活動指針の印刷 会場使用料
3. 交付事務 (1) 旅費 (2) 諸謝金・日当 (3) 委託費	交付事務担当者の日当 等 協議会以外の者に業務を委託する際の委託費
5. 運営費 (1) 日当 (2) 印刷費 (3) 通信運搬費 (4) 消耗品費	事務担当者の日当 図書、図面、パンフレット 等 郵便、電信、電話料、郵送料、振込手数料 等 用紙、帳簿、封筒 等

(問 1 1) 地域協議会>ホームページ開設の必要性

(問 1 1) ホームページ (HP) の開設は必ず必要なのか。

ホームページ (HP) の開設は必須ではありませんが、事業の透明性を高め、地域における本対策事業等に対する理解の促進を図るため、広報活動に努めてください。
(実施要領第 6 の 8 参照)

(問 1 2) 地域協議会>特認活動等を位置づける際の留意点

(問 1 2) 国から活動指針に示す活動項目以外の活動は「その他特認活動」及び「上記の活動の効果促進に資する活動」となるが、地域協議会が特認活動等を位置づける際に留意する点はなにか。

国が活動指針に示す活動項目以外にも、地域協議会が特認活動等を位置づける場合は以下の点に留意して下さい。(実施要領の運用第 4 及び第 1 1 の 2 参照)

- ① 地域の実情を鑑み、都道府県知事が多面的機能の発揮に資する活動と認めた活動であること。

- ② 活動の効果について、説明可能な根拠（実績や調査結果）を有すること。
- ③ 地域の共同活動として実施可能なものであること。（活動組織の構成員では対応できないことが明らかで、活動全てを委託することを前提にするようなものは本対策事業になじみにくいと考えます。）

なお、特認活動等を認定しようとする場合、当該活動が地域にとって必要な活動かどうかを都道府県知事が判断するため、都道府県において認定しようとする活動に高い見識を有する者を構成員とする第三者機関を設置し、当該機関から意見を聴く必要があります。

（問 1 3）地域協議会＞少額事業集約による特認活動

（問 1 3）少額事業をかき集めて1つの特認活動として認めてよいか。

小規模でもそれぞれの活動項目が異なり、また、地域活動指針の項目にないものは、一つひとつの活動を単位として、個々に特認活動として認定する必要があります。（設定については上述のとおりです（問 1 2）。）

（問 1 4）地域協議会＞事務局運営を行う団体への人件費の交付金支出

（問 1 4）事務委託せずに事務局運営を行う団体に人件費として交付金を使用することは可能か。

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業は、事業に要する経費について定額で交付金を交付するものであり、事務に要した実費が交付対象となります。

実施要領の運用第 1 4 の「4 事務費（賃金）」に該当するものは、運営事業に係る事務を担当した者への賃金であり、当該個人に対して直接的に支払うものとなります。

活動組織について

（問 1 5）活動組織＞構成員＞構成員数の制限・地域住民等の参加・日当の支出

（問 1 5）活動組織の構成員数に制限はあるか。数人で構成することも可能か。活動組織の構成員ではないが、例えば浮遊・堆積物の除去などの保全活動において、適宜地域住民や小学生に参加していただくことは可能か。また、このとき日当等を支払うことも可能か。

- ① 活動組織の構成員数の制限については、地域の共同活動の趣旨を踏まえ、活動内容等に基づき、協定締結時に市町村に判断いただくことが適当と考えます。事務処理の責任者等を考慮すると 5 名以上は必要と考えます。
- ② 活動組織の構成員であれば、日当等の支払は可能ですが、ボランティアで参加す

る児童等に対する日当の支払は適当ではありません。

- ③ なお、活動組織の構成員外の者が、活動に参加・協力する場合は事故の生じることがないように留意し、お茶等の支給を行うなど健康管理にも気を配るようにしてください。なお、ボランティアに係る保険料やお茶代は交付対象となります。

(問 16) 活動組織＞構成員＞団体で登録する構成員の登録名

(問 16) 活動組織の構成員について、役員以外の漁業者・非漁業者は団体名でもよいか。(〇〇漁協、NPO法人△△を守る会・・・等)。

団体名で構いません。ただし、日当等の支出の可否を判断するため、団体のうち、当該活動に参加する者の人数(計画は予定、報告は実績)を作業写真整理帳(実施要領の運用 添付様式 13-2)などの帳面に記録して下さい。

(問 17) 活動組織＞構成員＞構成員の複数の活動組織への参加

(問 17) 一人の構成員が複数の活動組織に所属して、それぞれの活動組織で違う活動を行うことは可能か。

構成員が複数の活動組織に所属して活動することに合理性があれば可能と考えます。なお、あまり多くの構成員が重複するような場合は、活動組織のあり方自体に問題があると考えられますので、活動組織の統合などを検討することが必要です。

また、当該構成員に対して同じ日にそれぞれの活動組織から日当を貰うこと(二重交付)にならないよう注意して下さい。

(問 18) 活動組織＞構成員＞メーカー等の参加・自社製品の活用

(問 18) 活動組織の構成員として企業が参加し、自社製品を活用した保全活動を行うことは可能か。

活動組織の構成員として一般企業が参加することは可能です。

構成員の自社製品や個人商店が販売する商品を利用する際は、複数社から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。(問 35 参照)

(問 19) 活動組織＞協定と活動計画＞活動の変更に伴う協定再締結

(問 19) 5ヶ年の活動計画を定めても、毎年度、活動を実施していくなかで変更が生じる場合がある。その都度、市町村と協定を締結し直す必要があるのか。

活動組織は、活動を実施していく中で変更が生じ、実施要領の運用の第 6 の 3 (協定) の (2) の協定の変更の規定しているアからウまでの事項に該当するような場合は、あらかじめ変更の協定を締結する必要があります。また、協定の変更により、採択内容も変更しなければならないときは、実施要領の運用の第 6 の 6 (対策事業の採

択申請等)の(3)に基づき事務手続きを行って下さい。

(問20) 活動組織>協定と活動計画>複数市町村にまたがる組織の市町村協定

(問20) 複数の市町村にまたがる活動組織の市町村協定は、どの様に結ぶのか。

活動組織がそれぞれの市町村と協定を締結する、もしくは、すべての市町村の連名で協定を締結する等の方法が考えられます。地域の実情に応じ適切な方法を選択してください。

(問21) 活動組織>協定と活動計画>協定の相手方(都道府県との協定)

(問21) 市町村ではなく、都道府県と協定を結ぶことは可能か。

活動組織の行う活動が広範囲にわたる場合でも、実施要領の運用の第6の3(協定)に基づき活動を行う場所の市町村と協定を締結することになります。これは計画どおり活動が行われているかどうかを市町村に確認してもらう必要があるからです。(実施要領の運用第6の8(実施状況の報告)を参照)

(問22) 活動組織>協定と活動計画>協定面積の設定方法

(問22) 協定面積はどのように設定するのか。

協定面積の設定にあたっては、以下に留意して設定して下さい。

- 藻場の保全・サンゴ礁の保全については、海藻やサンゴが着生可能な基質(磯場等)の面積とすることが望ましいが、不明な場合や海藻・サンゴ及びそれらの基質がパッチ状・点状の場合は、それらを包含するエリアを設定。
- 種苗放流については、放流対象魚種をモニタリングする範囲を設定。
- 干潟等の保全については、保全対象生物を設定した上で、それらの生息可能区域の面積とすることが望ましいが、詳細が不明な場合は、それを包含するエリアを設定。
- ヨシ帯の保全については、現存するヨシ群落あるいは再生を目指すヨシ群落の面積とヨシの生育に影響を及ぼすと想定されるヨシ帯前面の水域の合計面積を設定。
- 内水面生態系の維持・保全・改善については、活動を実施する河川区域(堤防敷および堤外地)の面積を基本とし、当該活動による効果が一定範囲に広がると想定される場合には、効果が及ぶ水域の合計面積を設定。

なお、算出が困難な場合は、活動を実施する河川上下流端の平均河川幅に、その間の河道延長を乗じた面積を設定。

- 漂流、漂着物、堆積物処理については、実際に清掃を行うことが可能な面積を設定。
- 国境・水域の監視については、年度毎に監視場所が異なることは想定していないことから、1年間で監視可能な範囲を設定。

(問 2 3) 活動組織＞協定と活動計画＞モニタリング費の扱い

(問 2 3) モニタリング費が計上されている活動においては、事業の交付金を交付する上での必須条件か。例えば、沿岸一体のモニタリングを県の事業で別途行っているのに、機能発揮活動費を中心に交付金を受けたいが、それは可能か。

モニタリング費が計上されている機能発揮活動には、いずれもモニタリングは必須です。第 2 期対策では、協定面積全体をモニタリングする必要があります。モニタリングを他の事業からの情報を利用して行うことは差し支えありませんし、モニタリング費分を不用として交付金を申請して頂くことはかまいませんが、モニタリングの実施は必須でありその報告が必要となります。

(問 2 4) 活動組織＞協定と活動計画＞活動年限

(問 2 4) 活動計画は必ず 5 年間でなければならないのか。

現在の第 2 期対策は平成 28 年度から平成 32 年度までであり、当初から活動される場合は、予算年限である 5 年間の計画となりますが、第 2 期対策の途中年度から活動される場合は、終期にあわせた期間になります。

(問 2 5) 活動組織＞協定と活動計画＞モニタリングのみの実施

(問 2 5) 5 年間の活動計画の中で、途中から機能発揮活動を行わず、モニタリングだけを行うことも可能か。また、初年度は計画策定又はモニタリングのみでもよいか。

機能発揮活動とモニタリングはセットで実施する必要があります。

(問 2 6) 活動組織＞協定と活動計画＞再生見込みのない藻場の保全活動・休止

(問 2 6) 以前は藻場であったが、今はまったく藻が生えていない磯焼け状態である。再生しない可能性もあるが、保全活動を実施しても問題ないか。再生の見込みが無い場合、1 年目で活動をやめて良いか。

現在、磯焼け状態であっても、過去に存在した藻場を回復させることを目的に、地域の共同活動として保全活動を行う場合は本対策の対象になります。

このようなどころにおいては、支援事業を活用し専門家を派遣するなど複数年かけて成果を導けるよう関係機関が協力しつつ活動を継続することが望ましいと考えます。

(問 27) 活動組織＞協定と活動計画＞協定面積内での年度ごとの実施区域

(問 27) 協定面積が広すぎて 1 年の活動で全面積をカバーできないこと等の理由により、協定面積を年度ごとに区切って、年度ごとに順番に活動をしていくということは可能か。

可能です。ただし、モニタリングが必須となっている活動項目については、毎年度当該年度の活動の有無にかかわらず、協定面積と定めた区域全域でのモニタリングが行われる必要があります。

(問 28) 活動組織＞協定と活動計画＞活動計画と活動実績が著しく異なる場合

(問 28) 活動計画と活動実績が著しく異なる場合も問題ないか。

活動計画に変更が生じた場合は、実施要領の運用の第 6 の 6 (対策事業の採択申請等) の (3) に基づき、事務手続きを行ってください。

(問 29) 活動組織＞協定と活動計画＞効果等の検証が十分でない取組の実施

(問 29) 水産多面的機能発揮対策事業の活動内容について、効果等の検証が十分にされていない試験段階のものを機能発揮活動として本事業で取り組むことは可能か。

活動組織の活動内容が本対策の趣旨に合致しているかどうかについては、事業の採択申請の際に地域協議会が地域活動指針に則ったものであるかどうか審査のうえ判断することになります。

(問 30) 活動組織＞協定と活動計画＞活動計画変更に伴う協定変更等

(問 30) 活動組織の計画していた活動の回数 (例: 河川の清掃活動 2 日→3 日) が、実施段階において増えるが交付金額に変更が生じない場合、活動計画の変更を行い、協定変更及び採択変更申請を行うのか。

回数や日数の軽微な変更については活動計画の変更は必要ないと解されます。

(問 31) 活動組織＞協定と活動計画＞単価を設定する際の根拠

(問 31) 平成 27 年度は交付単価表に傭船料等の単価があったが、平成 28 年度以降の単価はどのように設定するのか。

現在の面積あたりの単価には傭船料及び日当を含んだものとなっております。なお、日当の単価の設定については、公共労務単価を使用するなど、明確な根拠をもっていれば、地域協議会において単価を設定することができます。

(問32) 活動組織＞交付金の使途＞備品等の購入

(問32) カメラ、パソコンなどの備品等の購入は可能か。

啓発普及活動やモニタリングまたは監視活動等で必要な場合であれば購入は可能です。購入した場合は、善良なる管理者の注意をもって管理することが必要です。

なお、購入ではなくリースを選択する場合は、当該年度の範囲内でリース契約を結んでください（国の予算の性質上、リース期間が次年度にまたがないようにしてください）。

(問33) 活動組織＞交付金の使途＞トラクターの替刃

(問33) 干潟耕耘に利用するトラクターの替刃等の資機材の購入は可能か。

可能です。購入する際の注意点については問35を、備品として購入した場合の管理については上述のとおりです（問32）。

また、替刃等が反復使用に耐えられない資機材であれば、使用状況等を勘案し、消耗品として認識される場合もあります。

(問34) 活動組織＞交付金の使途＞活動での弁当、お茶等の費用

(問34) 活動での弁当、お茶等の費用は交付金の対象とすることができるのか。また、会場借料も交付金から支出して良いか。

活動での弁当、お茶等については、社会通念に照らして妥当な範囲の支出ができます。ただし、これまでと同様に交付金の目的に照らして適切な範囲で行ってください。

また、活動の一環として活動組織が会場等を使用し借料が発生する場合、交付金から支出することは可能です。

(問35) 活動組織＞交付金の使途＞民間業者の活動組織参入、重機のリース等

(問35) 民間業者が活動組織に入ってもよいか。当該民間業者から重機のリース、種苗の購入等を行ってもよいか。

構成員及び構成員との契約、リースについては上述のとおりです（問18, 32）。

(問36) 活動組織＞交付金の使途＞重機の使用

(問36) 活動項目で重機を使用したい。交付単価の7割ほどかかるが可能であるか。

活動の内容、地域の実情等を踏まえ、地域の共同活動支援の趣旨に反せず、地域協議会がやむを得ない事情があると判断した場合は可能です。

(問37) 活動組織＞交付金の使途＞活動及び事務の一部委託

(問37) 実施要領の運用第6の5において、本対策の活動及び事務の一部を委託することができることとされているが、その委託の費用に上限はあるのか。

委託の費用は交付金の50%未満とし、必ず委託内容や委託金額の算定、契約内容や選定理由等が分かる書類を整理しておいてください。

(問38) 活動組織＞交付金の使途＞委託可・不可なもの

(問38) 以下のような場合、委託することは可能か。

- ・機能発揮活動に特殊な船舶・重機や機器類の使用、あるいは有資格者・ダイバー等、専門技術者を必要とする場合
- ・モニタリングを精密に実施することは、水産多面的機能発揮対策事業の効果的実施に資することから、都道府県の水産試験場や専門の民間会社等に委託する場合
- ・ウニの密度管理等、潜水が必要な保全活動で漁業者が潜水できないため、ダイバーに委託をする場合
- ・活動組織の構成員では対応できない特殊作業等について、委託して実施する場合

活動組織の構成員では対応できない、潜水作業や専門的な調査・分析、危険性や緊急性を伴う災害により発生した流木等の回収処理などの保全活動等については委託して実施することができます。

委託契約については、複数社から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。

(問39) 活動組織＞交付金の使途＞第三者への事務の委託

(問39) 構成員（漁業者）が書類作成や会計管理等の事務を行うことが困難な場合は、当該事務を第三者に委託して実施することは可能か。

地域協議会同様に事務委託を行うことは可能です。その場合の注意点は（問40）のとおりです。

(問40) 活動組織＞交付金の使途＞構成員が所属する団体への事務委託

(問40) 活動組織の構成員である者の所属する団体へ事務作業を委託する場合の注意点はありますか。

事務作業は基本的に、活動組織の構成員（個人または団体）が行うこととなります。ただし、構成員のみでは全ての事務作業が困難と判断され、また、活動組織の規約に基づき会議決定した場合、事務の一部を委託することが可能です。

活動組織の構成員である者の所属する団体へ事務作業を委託する場合、委託契約は

活動組織と団体とで締結して頂くこととなります。

また、活動組織の構成員として団体名で登録しており、事務作業を同一団体へ委託する場合は、活動組織の構成員である者と委託先の団体内部で事務作業を行う者は同一人物にならないようご注意ください。

事務委託については、（問 8）地域協議会の事務委託を参考にしてください。

（問 4 1）活動組織＞交付金の使途＞イベント開催又は参加費用への交付金の支出

（問 4 1）交付金をイベントの開催または参加費用に充てることは可能か。

環境・生態系保全や海の安全確保に関連し、その効果を高めるために一般向けのイベントやシンポジウムを開催する費用に交付金を充てることは可能ですが、単なる魚食普及などのイベントの開催や参加費用に交付金を充てることはできません。

（問 4 2）活動組織＞交付金の使途＞確定申告への支払証明書の発行主体

（問 4 2）構成員個人が確定申告する際は、支払証明書が必要になるが支払証明書は誰が発行するのか。

支払証明書については、実際に支払を行う活動組織が発行するものと考えられます。申告の際は、個別に所轄の税務署等にお問い合わせください。

（問 4 3）活動組織＞交付金の使途＞日当に対する源泉徴収

（問 4 3）対象活動組織が、機能発揮活動に参加した構成員に対し日当などを支払う場合、源泉徴収を行う必要があるか。

日当が収入と判断され、確定申告が必要となる場合も考えられますが、源泉徴収等、詳しくは所轄の税務署等にお問い合わせください。

（問 4 4）活動組織＞交付金の使途＞研修会等への旅費の支出

（問 4 4）研修会等に活動組織の構成員が参加する際、旅費を活動費から充当することは可能か。

研修会の内容が水産多面的機能発揮活動に係るものであり、かつ発揮活動の技術的水準の向上に資するものである等の説明ができれば、必要最少限の人数で参加することは可能と考えます。

なお、旅費や日当についても地方公共団体の旅費規定を参考にするなど必要最小限の金額にする必要があります。

(問 4 5) 活動組織＞構成員＞漁協職員・漁協女性部員（非組合員）の参加

(問 4 5) 活動組織の構成員として、漁業者以外の方の参加が必要となっているが、漁業者以外として、漁協職員又は准組合員を構成員にできるか。また、漁協女性部員（夫は組合員だが、自身は非組合員）を漁業者以外の者とできるか。

漁業者であるか否かは、漁協の組合員であるかではなく、漁業を営んでいるかどうかで判断して下さい。その上で、漁協職員を漁業者以外の構成員とすることは可能です。また、准組合員については、漁業者以外と判断される場合に限って構成員とすることは可能です。同様に、漁協女性部員についても、自身が漁業を営んでいるかどうかで判断して下さい。

活動を行う際は、構成員が漁業を営んでいる者なのか、営んでいない者なのかをどのように仕分けして活動を行っているか対外的にもはっきりさせておく必要があります。

(問 4 6) 活動組織＞構成員＞漁業者以外の者の役割

(問 4 6) 活動には漁業者以外の者が必ず参加しなければならないか。例えば国境の警備活動に漁業者以外の者を参加させるのは、危険が伴うため現実的でないと思われる。

活動組織の構成員として漁業者以外の方が構成員として参加してもらうことは必須ですが、活動の内容により漁業者にしかできないことに漁業者以外の者を参加させるのではなく、当該活動組織による他の活動に、漁業者以外の者を参加させて下さい。海上の活動が漁業者のみで行ったとしても、陸上での役割（報告書の作成、実際に活動をしたかの写真撮影や、啓発普及など）も当然ありますので、これら他の活動には漁業者以外の者を参加させるなど工夫して下さい。

(問 4 7) 活動組織＞その他＞活動組織の意思決定

(問 4 7) 活動組織の意思決定はどのように行えばよいのか。

活動組織の構成員の皆さんの意見を取りまとめて活動の内容に反映されることが重要です。活動を行う前に集まって話し合いをしたり、連絡をとって意思を反映されるようにして下さい。その上で、活動組織の諸規定に従い決定して下さい。

(問 4 8) 活動組織＞その他＞活動組織の名称

(問 4 8) 活動組織の名称に制限はあるのか。

公序良俗に反しない限り、名称に制限はありません。ただし、地域協議会との名称

の混同を避けてください。

(問49) 活動組織＞その他＞河川・漁港・港湾等の区域で実施する際の留意点

(問49) 河川・漁港・港湾・海岸などの区域で本対策を実施する際の留意点はなにか。

本事業では、一般的に漁業者等で設置可能な恒久施設とならないもの、例えば、取り外し可能な仮設的な魚道などを支援対象としています。河川の清掃活動などの効果を促進するために行う活動としていることから、河川の清掃活動などとあわせて行う必要があり、また、魚道の設置などの効果促進活動は都道府県知事が認定する必要があるため、都道府県とあらかじめよく相談してください。

なお、水面において工作物を設置する場合は、事前に河川管理者や漁港管理者等の関係機関に対し、水面の占用許可などの手続きが必要となる場合がありますので、十分注意してください。

(問50) 【欠番】

(問51) 活動組織＞その他＞モニタリングの精度・委託

(問51) モニタリングはどの程度の精度で実施すればいいのか。調査を委託して詳細なデータを取らなければならないのか。

モニタリング定点の設定については、地域の状況や活動内容によって異なりますが、最低限の作業量として、協定面積に応じた以下のモニタリング定点数を目安として下さい。

本事業が一層効果的に実施できるよう、各活動が有効に行われているかを検証するため、活動項目ごとに成果指標を設定し、統一的な評価基準により各成果指標の達成状況等について検証する必要があります。

このため、「環境・生態系保全」における成果指標は、「対象水域における生物量の増加」ですので、定期モニタリングで変化量を調査し、自己評価表で報告します。

なお、調査を委託することにより詳細なデータを把握することも可能です。(委託の内容については、問38を参照)

協定面積が 10ha 未満	:	5 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 10~50ha	:	10 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 50ha 以上	:	20 箇所以上のモニタリング定点を設置

(問51-2) 活動組織＞その他＞モニタリングの精度・委託-2

(問51-2) 内水面において、水生昆虫等を成果指標の対象生物として設定した場合、委託調査までして種分類を行うべきか。

水生昆虫等の種を同定するためには専門的な知識が必要であることや、肉眼での同定が困難な場合があり、より精度を高めるためには外部委託が必要な場合があります。外部委託を行うかどうかは、費用対効果の観点から慎重に検討し、活動組織による分類作業により対象水域における河川環境の変化の把握が一定程度可能であれば、必ずしも外部委託まで行う必要はありません。まずは、当該地域における成果指標の対象として適当な生物や、そのモニタリング方法等について、サポート専門家や地元水産試験場等と相談してください。

交付金について

(問52) 交付金>事業採択>交付金総額の算出方法

(問52) 活動組織の事業採択に係る交付金総額は、どのように算出するのか。

地域協議会に承認された活動組織の活動計画にかかる活動項目ごとの交付金額の合計額が、活動組織に対する交付金総額（以下、「採択額」という）になります。

なお、実際に活動組織に交付される額は、採択額の範囲内で、活動組織が活動実績に応じて交付申請する金額になります。

(問53) 交付金>交付申請>交付申請額の算出

(問53) 活動組織からの交付申請額は交付単価で算出するのか。

活動組織は、活動実績に応じて、採択額の範囲内で交付申請することになります。

(問54) 交付金>交付申請>交付額の目安

(問54) 地域協議会から活動組織への交付額はどのくらいが目安か。

活動組織から地域協議会に対し交付申請があった場合、地域協議会は実施要領及び地域協議会が定める業務方法書に基づき、採択額の範囲内で交付金を交付することになります。前金払ではありませんので、実績に基づく支払を行って下さい。

(問55) 交付金>使途>事務作業員への日当支給

(問55) 事務作業員への日当支給について

毎回の活動に漁業者以外のメンバーを活動記録、写真整理帳・日当領収一覧表、出納簿のPCでの整理・作成業務専門要員として参加させ日当を支給してよいか。可能な場合、その日当支出の根拠としてどのようなものを参考にしたらよいか。

構成員として登録し、業務分担を行った結果、上記のような役割を行う者への日当は支払って頂いて構いません。構成員となっていない場合にはボランティアでの参加となり、日当の支払はできませんのでご注意ください。

日当の支出の根拠は活動組織が行う活動の一環で構わないと考えます。日当の額などは、各活動組織が公共労務単価を使用するなど、明確な根拠をもっていれば独自で決めて頂いて構いません。

(問56) 交付金>使途>活動日の重複

(問56) 活動日の重複について

午前に耕うん(4時間)、午後に海浜清掃(4時間)など、同じ日に違う項目の活動を実施し、同一人が双方の活動に参加する場合、日当は時間単価で計算して支給するのか。

環境・生態系保全に係る取組の活動日が重複した場合の日当の支給については、それぞれの活動項目ごとに1日分の日当を支給するのではなく、時給を設定するか、日当を割り戻して時給換算するなどして、それぞれの活動項目ごとに時間単価で計算して支給してください。

(問56-2) 交付金>使途>国境・水域の監視活動における傭船料

(問56-2) 海の安全確保のうち、国境・水域の監視の活動については、海況等の影響を受けやすく、取組時間が3時間であったり8時間であったりと、毎回異なることが多い。この場合においても傭船料は定額で良いか。

国境・水域の監視の活動については、各活動組織における監視対象水域を平均10km²の規模とし、監視にかかる所要時間を概ね3時間であると想定しています。

したがって、3時間以上の取組については、1回として計上してください。

(問57) 交付金>使途>役員への手当

(問57) 役員への手当について

活動組織において、計画の進行管理や、地域協議会への提出書類づくり、日当支払のための会計処理等の事務作業を活動組織の役員が行う場合、その費用として日当等の手当を支給してよいか。

当該事業においては活動を行った者に対し日当等を支出することはできますが、活動を行わない者(例えば活動組織に団体として加入し、その団体に属する会長や社長など実際に活動を行わない団体の役員等)に対する人件費の支出は認めていません。従って役員と称する者への支出の可否は実際に活動を行っている者か否かで判断して下さい。

(問58) 交付金>使途>交付金での備品の購入

(問58) 交付金での備品の購入について

モニタリングに必要なデジタルカメラ、箱メガネや透明度盤、水温・深度計等を購入しても良いか。

備品の購入については上述のとおりです(問32)。

(問59) 交付金>使途>活動項目間での流用

(問59) 活動項目間での流用について

活動項目間で交付金を流用することは可能か。

活動項目間での流用はできません。

(問60) 交付金>使途>日当の支払方法

(問60) 日当の支払方法について

日当の現金払はできるのか。最近の会計検査の流れを見ると、受領印付き出面表では通用せず、口座振込の証拠書類を求められるようだ。

日当の現金払は可能です。当然ながら、事前の参加確認による、活動参加者名簿、直筆の氏名と受領印、当日の活動参加写真、などを記録として残し、会計検査院担当者など第三者でも確認(視認)できる記録を証拠書類として保管して下さい。また、後日現金払は手元に多くの現金を一時的にも保管することになり、事故にも繋がりやすいのでお勧めできません。

(問60-2) 交付金>用途>講習、研修会等の参加における日当について

(問60-2) 本事業に係る講習や研修会等に構成員が参加した場合、日当の支払いは可能か。

日当は、活動組織が行う活動に参加する者に対する報酬として支払われるものであり、構成員が講習、研修会等に参加する行為は日当の対象とはなりません。この場合は、旅費(一般に諸雑費に相当する日当が含まれる)として処理してください。なお、旅費の額については、地方公共団体の旅費規程を参考にするなど必要最小限の金額にする必要があります。

(問61) 交付金>支払(国→地域協議会)>国費の概算払の計画

(問61) 国費の概算払の計画をご教示ください。

国から地域協議会への交付金については、財務省との概算払協議が整った後、

事業の進捗状況に応じて概算払ができます。

ただし、諸般の事情により財務省との概算払協議が整わず支払時期が遅れる場合があります。

概算払は、原則として出来高を限度として支払うこととなっていますので、年間を通した活動を行う場合、四半期毎の進捗状況で支払うことが出来ます。なお、概算払請求するにあたっては、交付金返還とならないよう注意して下さい。

また、請求する際、請求額の出来高（％）欄については、小数点以下は切り上げの数値で記入して下さい。

(問62) 交付金＞支払（地域協議会→活動組織）＞交付金支出に伴う確認内容

(問62) 交付金の交付については、出来高による精算払と説明があった。地域協議会から活動組織への交付金交付については、活動実績を確認すればよいのか。それとも支払実績を確認する必要があるのか。

活動組織からの申請に基づき、国と協議の上、交付して下さい。交付のための確認方法は、年間計画や写真等で確認することが考えられますが、具体的には地域協議会で定めて構いません。

(問63) 交付金＞地方負担＞事業費の上乗せ額の判断

(問63) 事業費の上乗せ額は、地方で判断して良いのか。

本事業は、地域の実情によりその活動量に差があることから、地方公共団体の負担については、統一的に規定せず、国が最低限を定額にて支援し、不足分を地方公共団体に負担していただくことを基本としていました。

しかし、当該事業は、「平成26年秋のレビュー」において、想定していた関係者の負担割合と実態がかい離しており、更なる地方負担を求めることを含め費用負担のあり方について、見直すべきと指摘を受けたところです。

このため、地方負担については、平成26年秋のレビューの指摘を踏まえ、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ、「環境・生態系保全」に係る活動については平成28年度から、国と地方の合計額の原則3割を負担して頂くこととしています。

(問64) 交付金＞地方負担＞都道府県・市町村の活動組織に対する直接交付

(問64) 県、市が活動組織に直接交付することはできるか。地域協議会を経由して活動組織に交付するのか。

国と地方公共団体が連携の下に対策事業を実施することが重要であることから、地方公共団体は自らの財源により国の交付金と一体的に交付金として交付することができることとしています。

地方公共団体が地方財政措置（特別交付税措置）を受けるためには、地域協議会を経由して活動組織に交付することが妥当と考えています。

（問 6 5）交付金＞その他＞啓発普及（学習会の開催への支援）

（問 6 5）啓発普及について

地元で専門家等呼んで例えば磯焼け対策についての学習会を開催する場合、支援の対象になるのか。

本対策では、専門家を派遣し、活動をサポートする支援制度があります。まず、この支援制度の実施機関である全国漁業協同組合連合会、あるいは内水面に関する事項については、全国内水面漁業協同組合連合会にご相談ください。

この支援制度が活用できない場合、保全活動の一環として必要と判断されるのであれば、活動費より支出しても構いませんが、このことにより活動費が不足しないように注意してください。

なお、従前の環境・生態系保全活動支援事業において認められていた計画づくりに関する費用は、財務省の予算執行調査で認められないとの指摘を受けたことから、当該事業では交付の対象にはなりません。

（問 6 6）交付金＞その他＞活動費の繰越

（問 6 6）毎年度、地域協議会や活動組織で使い切れなかった交付金は、国、都道府県及び市町村に返納すべきか。繰越して次年度に使用することは可能か。

基金とは違い交付金を繰り越すことはできません。毎年度末に交付金が残った場合、国、都道府県及び市町村に交付金を返還することになります。

（問 6 7）交付金＞その他＞活動費の立替

（問 6 7）事業採択から実際に交付金が、概算払請求により支払われるまでの間、活動費の支払はどうすればよいのか。個人や漁協が立て替え払いしておいていいのか。

また、そのための費用を金融機関から借り入れることはできるか。

必要資材の購入等やむを得ない場合には、活動組織を構成する個人又は漁協が立て替え払いすることも可能と考えます。その際は以下（例）のような帳簿を整備するなど、適切な経理が行われるように努めてください。

なお、借り入れにかかる利子は交付金の対象にはならないので、借入については慎重に判断する必要があります。

立て替え払い帳簿（例）

活動組織名：〇〇の会

採択決定日：平成〇年〇月〇日

立て替え者：水産 太郎

年月日	活動	支出内容	支出先	立替金(円)
〇月〇日	モニタリング	資材費、備船料	〇〇社	50,000
〇月〇日	母藻の投入	資材等	△△会社	100,000
〇月〇日	〇〇	〇〇	〇〇	5,000
	計			155,000

交付通知日：平成〇年〇月〇日

立替金精算日：平成〇年〇月〇日

精算金額 155,000 円
署 名 水産 太郎

活動組織名あての領収書を保管（立替者あての領収書にしないこと）

（問68）【欠番】

活動項目について

（問69）活動項目＞活動計画＞活動項目の継続的な実施

（問69）初年度にあげた項目については5年間実施しなければならないのか。

本事業は、5カ年の計画を立てた上で、多面的機能が発揮されるように活動していただくこととなっておりますので、基本的には計画通り実施していただくことが望ましいです。

ただし、対外的に説明できる理由を整理した上で、活動項目を変更する場合や、市町村と締結した協定の活動以外の活動項目を変更する場合は、協定の変更が必要となります。また、変更した協定に基づき地域協議会に対して採択変更承認申請が必要となります。変更については上述のとおりです（問19）。

(問70) 活動項目>活動計画>計画変更の可否

(問70) 計画変更について

(1) 5年間の活動計画を作成した後、計画変更は可能か。

例えば「1 環境・生態系保全」のみで計画していた活動組織が、2年目以降計画を変更して「2 海の安全確保」の分野も追加して活動ができるのか。

(2) 予算の範囲内であれば、年度内での計画変更(採択変更)は可能か。

(1)、(2)ともに国の予算の範囲内であって、地域協議会、市町村が認めれば変更は可能と考えます。変更を行う場合には、事前に、なぜ当初策定した計画を変更する必要があるのかという点、活動を確認する地元市町村との協定変更が可能かなど検討すべき事項があるので、ご注意願います。

(問71) 活動項目>活動計画>種苗放流の対象

(問71) 交付単価表③種苗放流について

「生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流」とあるが、遊漁者が利用できる魚類(スズキ、カサゴ等)なら何でも良いのか。

種苗の放流種については、漁業権対象種のように、漁業者のみ及び遊漁者が遊漁料を支払って利用できる種ではなく、広く国民に自由に利用される魚介類の放流に対する支援又は漁業権魚介類であっても、保全している藻場や干潟等の機能を発揮するために必要な種の放流への支援が可能です。

漁業権対象種ではなく、広く国民に利用される魚介類の放流に対する支援であれば、国民が遊漁等により利用することは目的にかなうものと考えます。

また、漁業権対象種であっても、教育・学習の一環として漁業資源の保全を解説した上で、教材として参加者に見合った尾数であれば放流体験活動が可能です。

ただし、生態系を無視するような数量や魚種の放流とならない様、計画承認時にはご注意下さい。

(問71-2) 活動項目>活動計画>種苗放流の対象-2

(問71-2) ホンビノスガイなど外来種の放流の取り扱いについて

外来生物を栽培漁業に導入することは水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針第2項(7)で「生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない」とこととされており、平成29年11月30日付け漁場資源課長名事務連絡「平成27年3月26日付け事務連絡「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の公表につ

いて」について（再周知）」においても上記基本方針について言及したところです。

水産多面的機能発揮対策事業の種苗放流については栽培漁業を目的として行うものではなく生態系の維持・環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流を行うものですが、外来種の導入についての考え方としては上記基本方針と同様に生態系に及ぼす影響が明確でないことから、ホンビノスガイを多面的事業に活用することは不適と考えます。なお、基本方針についての詳細は貴県外来生物担当にご確認ください。

（問 7 2）活動項目＞活動計画＞種苗放流と類似する活動内容の取扱い

（問 7 2）交付単価表③種苗放流について－ 2

- （1） 交付単価表で、④干潟等の保全「機能発揮のための生物移植」と③種苗放流（貝類）の相違点についてご教示ください。
- （2） 干潟等の保全の活動をする場合は、④の「機能発揮のための生物移植」を優先するということか。あるいは、積算して有利な方を取ってよいのか。
- （3） 干潟等の保全の「機能発揮のための生物移植」を実施する場合、同じ海域では種苗放流と重複して実施できないと解してよいのか。

- （1） ④干潟等の保全「機能発揮のための生物移植」と③種苗放流（貝類）では、同じ活動ととらえがちですが、④干潟等の保全「機能発揮のための生物移植」が干潟等の保全を目的としているのに対し、③種苗放流（貝類）では、干潟にとどまらず「機能発揮のための生物移植」以外「漁業権対象種ではなく、広く国民に利用される藻類の放流に対する支援」としての利用が可能です。

ただし、広く国民に利用されるという理由で当該事業を使用した場合、その効果をモニタリングによって検証する必要があります。

- （2） 活動の目的に合致したメニューを利用して下さい。
- （3） 重複は禁止していません。

（問 7 3）活動項目＞活動計画＞漂流漂着物処理と類似する活動内容の取扱い

（問 7 3）交付単価表⑦「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」について

- （1） 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」との相違点についてご教示ください。
- （2） 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」と同じ海域では重複して実施できないと解してよいのか。

- （1） 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」は藻場等の保全を目的としていることに対し、⑦「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」は広く海洋の環境保全を図ることを目的としており、藻場以外でも広く利用できるものです。

- （2） 重複は禁止していません。

(問74) 活動項目>活動計画>漁港区域等での漂流漂着物処理・受託海浜清掃

(問74) 漂流、漂着物処理について

漂流・漂着物処理を行う場所について制限はあるのか。

また、市の委託事業により、(浮遊している漂流物は清掃しておりませんが、)漂着物について海浜清掃を実施しているが、補助対象となり得るのか。

漂流、漂着物処理の場所は特定していません。

海浜清掃については対象となり得ます。事業の趣旨が同じであれば、市が事業費(多面的を目的とした事業)として支出されていた費用については、多面的機能発揮対策の上乗せ分としていただき、より充実した事業にさせていただければと考えます。

ただし、市の事業費(多面的以外を目的とした事業)で日当等が交付されている場合、当該事業との二重交付とならないように、当該事業と市の事業との仕分けをしっかりと整理してください。

【参考： 港湾、漁港区域の考え方】

多面的機能発揮対策にいう「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」については、周辺の環境を良くする、きれいにするためのものです。本来、港湾、漁港管理者がやるべきことまで活動組織が実施する必要はありません。

例えば船舶の航行に支障になるような流木の回収であれば、本来の港湾、漁港の機能に支障を来すものであり、当然、港湾管理者、漁港管理者の責務と考えます。

また、災害による大規模な漂流・漂着物の回収であれば、災害復旧の目的であり、本事業の趣旨とは異なり、操業の安全を図るためであれば、漁業者のみの利益が考えられます。当初の活動計画に無い突発的なものに対処するには交付金も不足してしまいます。

例年、台風シーズンのあとゴミが増えるので、周辺の環境を良くする、きれいにする目的で、その時期に(港湾、漁港区域も含めて)清掃活動をする、ということであれば当初からの計画も可能です。ただし、管理者の責務も果たしてもらいながら、管理者の了解のもとに実施することが必要です。活動組織が清掃するから、管理者は手を引く、ということになってしまうのであれば活動を控えて頂きたいと考えます。

(問75) 活動項目>活動計画>船でしか行けない場所での漂流漂着物処理

(問75) 漂流、漂着物処理について

船でしか行けないような海岸・入江での漂流・漂着物の清掃作業を行う活動は対象になるのか。

対象になります。

(問 7 6) 活動項目>活動計画>産卵礁の設置

(問 7 6) 産卵礁の設置について

イカの産卵礁として山の木の幹等を切って束にして錘をつけて海底に沈めるような活動(=イカ柴の設置)は事業の対象になるのか。

イカの産卵礁がどのような根拠で必要なのか、設置が多面的機能の発揮につながるのかどうか、地域として必要な資源かなどをご検討頂き、地域協議会で承認を受ければ可能と思います。特認事業となる場合には第三者委員会を設置の上、都道府県知事の承認も必要となります。

(問 7 7) 活動項目>活動計画>無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項

(問 7 7) 無線機器類の整備・設置について

無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項はあるか。

当該事業は水産多面的機能を発揮させることにより、広く国民にその恩恵を享受して頂くための事業であり、その目的を達成する活動への支援であることから個人の財産に対して何らかの助成を行うものではありません。

以下の注意事項を参照の上、計画性を持って計画を策定してください。

- ① 無線機器は活動組織が購入し、構成員に貸与するという形になります。従って償却期間内は個人のものにはなりませんのでご注意ください。
- ② 無線機器は農林畜水産業関係補助金等交付規則(別表(第5条関係))によって償却期間は10年となっています。

また、当該事業終了後は活動組織を存続させて活動を続けるか、取得した機器を善良に管理できる善意の第三者へ機器の管理を移管していただきます。これが出来ないときには交付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。なお、償却期間内は予算の有無にかかわらず実施していた活動と同様の活動を行って頂く必要があります。その活動に必要な機器として償却期間終了まで貸与されるという形になります。

- ③ 無線機器購入後の開設費用及び開設者の免許講習費用、運用・検査・維持費用は当該事業では見ることはできませんので自己負担となります。
- ④ 活動組織が構成員に無線機器を貸与する際には、無線機器を積んだ者と活動組織との間で何らかの契約行為がなければ活動組織が貸し出す理由がありませんのでご注意ください。なお、無線機器設置後活動組織から途中で離脱しますと無線機器は活動組織に返却する事になります。
- ⑤ 無線機器設置にあたっては、訓練等に使用して頂く事が条件となります。設置のみや予備機購入は認められません。あくまでも活動を行う為に使用する機器を整備するというものになります。

(問78) 活動項目>活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上①

(問78) ①藻場の保全、③種苗放流、④干潟等の保全、⑦漂流、漂着物、堆積物処理を実施する場合、モニタリングはそれぞれの項目で計上するのか。

モニタリングは、それぞれの項目で計上して下さい。

ただし、活動エリアが重なり、モニタリングが他の活動項目と重複する場合や、一緒にモニタリングが可能な場合には、効率を図る観点から1つのモニタリングを選択して活動を行って頂いて構いません。

(問79) 活動項目>活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上②

(問79) 例えば③種苗放流と⑦漂流、漂着物、堆積物処理を実施する場合で、どちらもモニタリングが必須の場合で

- (1) 他の活動項目のモニタリング費で共通して使用する場合
- (2) 交付金を貰わず、片方のモニタリングを自己資金で行う場合
活動計画へどのように記載したらよいか。

モニタリング費用は活動項目から選択して行う、または自己資金でモニタリングを行うというどちらでも構いませんが、モニタリングは必ず計画には入れておく必要があります。

なお、(1)のように事業の効率化を図る観点から他の活動項目のモニタリング費を共通して使用する活動計画とした際も、計画には計上しないモニタリング費の金額は0円で計上して下さい。

(問80) 活動項目>活動計画・モニタリング>石倉設置の特認

(問80) 石倉の設置をしたいが、⑥の環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善のメニューは実施せず、⑧の「③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動」のみを都道府県知事が特別に認めることで実施することは可能か。

石倉等の設置については、環境保全の大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善の活動であり、⑧は生態系の維持等の効果促進に資する活動となるので、⑥の活動を行うことは必須です。

具体的には、石倉の設置にかかる作業員(構成員)の日当や、効果検証のためのモニタリング費を⑥の活動で、設置する石倉の費用を⑧の特認として実施することが考えられます。

その他

(問 8 1) 都道府県＞総会出席に関する旅費の支出可否

(問 8 1) 地域協議会の総会に出席するための旅費を、都道府県推進費から支出してよいか。

地域協議会の会員・事務局の構成員として出席する場合は、地域協議会から旅費を支出することが適当です。なお、その他の者で協議会等運営事業の一環で出席する職員がいる場合は都道府県推進費から支出することができます。

(問 8 2) 市町村＞交付金以外の市町村が行う支援方法

(問 8 2) 市町村が行う支援方法については、交付金でなくても良いか。

地方公共団体から地域協議会への支援については、地方単独事業として行われるものであり、その方法（交付金、補助金、負担金等）は地方自治体の判断によります。

(問 8 3) 市町村＞市町村が行う確認業務（現場確認）

(問 8 3) 市町村が行う確認業務は、全ての活動に対し、現場で関与しなくてはならないのか。

市町村にお願いしている事項として確認作業がありますが、現場での確認、書面での確認、写真等での確認等、様々な手法を組み合わせ、適時適切に行ってください。全ての確認を活動現場で確認する必要はありません。

(問 8 4) 活動計画＞保全活動とモニタリングの活動回数

(問 8 4) 活動回数について
藻場の保全活動（例：ガンガゼ駆除）、モニタリングとも最低 1 回実施すればよいか。

モニタリングの活動回数は、自己評価に関係する場合がありますので、できる限り多くの回数としていただきたければと考えます。通常、その効果を報告するためには、事前状況、駆除時の状況、駆除後の状況、その後の経過がなければ当該事業の効果を対外的に説明することは難しいと考えます。

水産多面的機能発揮対策「環境・生態系保全」におけるモニタリングの手引きを参考にしてください。

(問 8 5) 活動計画＞年度ごとに異なる区域での実施可否

(問 8 5) 活動区域について

活動区域が広いとため、年度ごとに 5 地区を順番に活動を実施したいが、可能か。

可能です。ただし、予算額の範囲内での交付額となるため、必ずしも翌年度の活動を採択できるかはお約束できないことや、交付額が変動することも想定されることなどのリスクがあることは、ご了承ください。また、市町村との協定締結時には、当該計画は明らかにしておかないと市町村が確認業務をできないのでご注意ください。

なお、5 年間で活動を行う面積（協定面積）においては、毎年度当該年度の活動の有無にかかわらず、活動区域と定めた区域全域でのモニタリングが行われる必要があります。

(問 8 6) その他＞環境・生態系保全活動支援事業で購入した備品の継続使用

(問 8 6) 他の事業（前の事業）である環境・生態系保全活動支援事業で購入・使用していた備品（デジタルカメラ等）を引き続き使用したいが、どのような手続きが必要か。

その手続きの様式などは特に定めてありませんが、環境・生態系保全支援事業で取得した備品管理は、管理ができる従前の協議会や、今後、活動組織がなくなってしまうことから、一時的にも地方公共団体等の管理ができる者が管理する必要があります。その際には、台帳上にその備品が記載されていることが必要です。水産多面的機能発揮対策事業で使用する場合には、当該備品の管理のため備品台帳を新たに作り、従前の環境・生態系保全支援事業で購入したものである旨、記載されていれば良いと思います。

評価について

(問 8 7) 評価＞評価の必要性

(問 8 7) なぜ、評価を行う必要があるのか。

平成 26 年秋のレビューにおいて、「メニューごとに成果目標を設定し、成果の検証を行うこと等により、全ての活動について見直し、改善を行うようにすべき」との指摘を受け、各活動組織ごと、活動項目ごとに評価を実施し、交付額に反映する等の改善を図っていく必要があります。

(問 88) 評価＞評価の方法

(問 88) どのような評価を行えばよいのか。

各活動組織が、自ら評価を実施していただきます（自己評価）。平成 28 年度の評価につきましては、平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3133 号「水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（以下、要領）」の第 10 に基づき事業の評価を実施して下さい。具体的には、平成 29 年 3 月 28 日付け 28 水港第 3139 号の「水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用（「以下、運用）」第 6 の 10 に従って、自己評価表（添付様式 16）に必要事項を記載して評価を行い、地域協議会まで報告して下さい。

(問 89) 評価＞評価のスケジュール

(問 89) 評価のスケジュールを教えてください。

評価のスケジュールは以下のとおりです。

各活動組織は、自己評価（1 次評価）を行い、

- ① 対策事業を実施した翌年度の 4 月 10 日までに自己評価の結果を地域協議会に報告
- ② 地域協議会は、①により報告された各活動組織の自己評価の内容を評価（2 次評価）を行い、とりまとめた上で、5 月末日までに水産庁まで報告して下さい。

(問 90) 評価＞成果指標

(問 90) 成果指標について、詳しく教えてください。

環境・生態系保全については、全ての活動項目において、対象水域における生物量の増加を設定しました。

海の安全確保については、⑩国境・水域の監視、⑪海難救助訓練の活動項目がありますが、成果指標として、それぞれ、「不審船又は環境異変の通報件数の増加」、「海難救助に参加した件数の増加」を設定しました。

活動項目ごとの指標については、以下のとおりです。

支援メニュー	活動項目	成果指標
1 環境・生態系保全	(A 水域の保全)	対象水域における生物量の増加
	① 藻場の保全	
	② サング礁の保全	
	③ 種苗放流	
	(B 水辺の保全)	
	④ 干潟等の保全(浅場を含む)	
	⑤ ヨシ帯の保全	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	
	⑧ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	
⑨ ①～⑦の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用		
2 海の安全確保	⑩ 国境・水域の監視(監視に必要な費用)	不審船または環境異変の通報件数の増加
	⑪ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	
	⑫ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)	海難救助に参加した件数の増加

問90-2) 評価>成果指標-2

(問90-2) 具体的にどのような生物等を成果指標にすればよいか。

平成28年度より環境生態系保全の成果指標を補完するため、活動項目ごとに具体的な生物量の対象を示すこととしたところです。

活動項目別の成果指標 (モニタリング項目)

成果指標	対象生物の増加量	
対象生物と調査項目	①藻場の保全	海藻・海草の被度・面積
	②サング礁の保全	サングの被度
	③種苗放流	魚類:放流対象魚種の一定面積における個体数、河川遡上個体数、推定資源量等 貝類:④に同じ 海藻:①に同じ
	④干潟の保全	二枚貝類等の一定面積における個体数・重量
	⑤ヨシ帯の保全	ヨシ帯の被度・面積、またはヨシ帯周辺を利用する魚介類の個体数

⑥内水面生態系の維持・保全・改善	魚介類、餌生物等の一定面積における個体数および一定面積におけるゴミ類の量（被度・重量）
⑦漂流・漂着物・堆積物処理	海岸付近に生息する魚介類・海藻類の一定面積における個体数および一定面積におけるゴミ類の量（被度・重量）

（問 9 1）評価＞成果実績が目標値を下回った場合の次年度の活動の可否

（問 9 1）成果実績が目標値を下回った場合、次年度の活動ができないのか。

成果実績が目標値を下回った場合、すぐに活動ができなくなるものではなく、次年度以降の活動が有効なものとなるよう、各活動組織において自己評価表に成果実績が目標値を下回った理由と今後の改善策を記載していただきます。

なお、その理由及び今後の改善策が妥当であるかどうか、各地域協議会において確認・評価していただき、最終的に国が評価します。

多面的機能の理解と増進について

（問 9 2）多面的機能の理解と増進＞なぜ漁村文化の継承を見直したのか

（問 9 2）なぜ、漁村文化の継承を見直したのか。

平成 26 年秋のレビューにおいて、「目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべき」、「漁村文化の承継として実施されている諸活動については、有効性が認められず、廃止を検討すべき」との指摘を受けたことから、漁村文化の継承の活動項目について、抜本的に見直しを行いました。

（問 9 3）多面的機能の理解と増進＞漁村文化の継承の見直しの内容

（問 9 3）漁村文化の継承の見直しの内容はどのようなものか。

平成 26 年度まで実施した「漁村文化の継承」について、平成 27 年度においては、国民の生命・財産の保全や地球環境保全に関連し、その効果を高め、漁村文化の継承に資する教育・学習を支援対象としています。

平成 28 年度・29 年度においては、多面的機能の理解・増進を図る取組について支援対象としています。

なお、その場合でも、一定の要件が必要となります。

(問94) 多面的機能の理解と増進>教育・学習の取組を実施する際の留意事項

(問94) 多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組を実施する上で、留意事項(要件)は何か。

環境・生態系保全や海の安全確保に関連し、多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組を実施する場合には、国や地方公共団体の交付金を使用していることから、その活動が有効なものであるか、効率的に行われているかなどを説明する必要があります。

このため、

- ① 活動の対象者を特定すること
- ② 座学による講義等を実施すること
- ③ 活動後、対象者の理解度を把握すること

を要件として、これらを満たす場合について活動を支援します。

(問95) 【欠番】

(問96) 【欠番】

(問97) 多面的機能の理解と増進>実施可能な教育・学習の取組(具体例)

(問97) 多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組において、どのような取組が実施可能なのか。もっと具体的に示して欲しい。

(1) 環境・生態系保全や海の安全確保の活動にあわせて実施する、多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組において、実施可能な活動内容の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ① 単なる魚食普及、試食品提供などは、理解度・効果の把握が困難なため、原則として支援対象としません。
- ② ただし、藻場・干潟等の保全などの環境・生態系保全や、海難救助訓練等の海の安全確保の取組に関連し、理解・増進につながる教育・学習に資する取組は実施可能です。

(2) 上記を踏まえ、実施可能な事例をあげると以下のとおりです。

- ① 藻場の保全にかかる意識を高めるため、海藻を使用した伝統料理の調理方法の普及活動
- ② 漁業者等が行っている海難救助訓練の取組を講義した後に、現場で、漁業活動の説明や海難救助の方法を説明する活動
- ③ 干潟等の保全活動にかかる教育・学習の一環として、そこに生息する生物の生活史を学習するため、貝類等を捕獲し、観察する活動

- ④ 藻場の保全活動の教育・学習の一環として、藻場に食害を与えるアイゴを捕獲し、食材として普及したり、健全な藻場に生息するウニと磯焼けが発生している藻場に生息するウニとの生殖腺の比較（色の違いや味）などを学習する活動
 - ⑤ 藻場において稚魚世代を過ごす魚について学習し、藻場でそれを捕獲し、観察する体験
- (3) なお、多面的機能の理解・増進を図る取組を実施していない場合は、環境・生態系保全や海の安全確保の活動に係る交付単価に5/6を乗じた額が上限額となりますが、その場合でも、本事業は国民の税金により賄われているという意識を持ち、漁村や漁業が有する多面的機能について国民の理解の一層の増進を図られるよう、可能な範囲で取り組むようお願いいたします。

(問98) 多面的機能の理解と増進＞多面的機能の理解・増進を図る取組」の評価

(問98) 平成28年度以降の「多面的機能の理解・増進を図る取組」の評価はどのように行うのか。

多面的機能の理解・増進を図る取組については、実施要領の運用の別表3にあるとおり、受講者の理解度を評価することとなります。

海の監視ネットワーク強化 Q&A

目次

問 1 <総論> 海の監視ネットワーク強化の目的	91
問 2 <総論> 対象海域	91
問 3 <総論> 活動の内容	91
問 4 <総論> 活動費（国費）の上限額	91
問 5 <総論> 交付単価	91
問 6 <総論> 地方負担	92
問 7 <総論> 活動組織の構成員	92
問 8 <総論> 漁協内の部会等による実施	92
問 9 <総論> 活動を行う位置等の図示	92
問 10 <総論> 教育・学習の取組	92
問 11 <総論> 協定の相手方	92
問 12 <総論> 不審船・環境異変の有無	93
問 13 <総論> 午前・午後の活動	93
問 14 <総論> 1日の実施回数	93
問 15 <総論> 監視時間	93
問 16 <総論> 複数の船団	93
問 17 <総論> 沿岸の採貝漁業者	93
問 18 <総論> 遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船	94
問 19 <活動の記録> 海の監視ネットワーク強化の活動の記録	94
問 20 <活動の記録> 市町村が行う確認事務	94
問 21 <対象となる活動> ⑩国境・水域監視との関係①	95
問 22 <対象となる活動> ⑩国境・水域監視との関係②	95
問 23 <対象となる活動> ⑩国境・水域監視との関係③	95
問 24 <対象となる活動> ⑩国境・水域監視との関係④	95
問 25 <対象となる活動> ⑩国境・水域監視から⑪海の監視ネットワーク強化への切替	95
問 26 <対象となる活動> 陸上とりまとめ①	95
問 27 <対象となる活動> 陸上とりまとめ②	96
問 28 <対象となる活動> 陸上とりまとめ③	96
問 29 <対象となる活動> 陸上とりまとめ④	96
問 30 <対象となる活動> 陸上とりまとめ⑤	96
問 31 <対象となる活動> 陸上とりまとめ⑥	96
問 32 <対象となる活動> 陸上とりまとめ⑦	97
問 33 <対象となる活動> 陸上とりまとめ⑧	97
問 34 <対象となる活動> 陸上とりまとめ⑨	97

問 35<対象となる活動>陸上とりまとめ⑩	97
問 36<対象となる活動>陸上とりまとめ⑪	98
問 37<対象となる活動>陸上とりまとめ⑫	98
問 38<対象となる活動>陸上とりまとめ⑬	98
問 39<対象となる活動>指定漁業等①	98
問 40<対象となる活動>指定漁業等②	98
問 41<対象となる活動>指定漁業等③	99
問 42<対象となる活動>支所と協定を結ぶ市町村	99
問 43<対象となる活動>漁協支所ごとの活動組織の設立	99
問 44<対象となる活動>夜間操業	99
問 45<対象となる活動>監視中に持ち帰った漂着ゴミの処理費用	99
問 46<対象となる活動>漁船の密集度	99
問 47<対象となる活動>内海域の流木等の監視	100
問 48<対象となる活動>日をまたぐ操業の場合の監視活動	100
問 49<実際の活動>海上活動の積算	100
問 50<実際の活動>年間の活動の実施方法	100
問 51<実際の活動>複数人での操業した場合の費用の折半	100
問 52<実際の活動>日報の提出の省略	101
問 53<実際の活動>日報の位置図	101
問 54<実際の活動>日報の「通報先」と「報告先」の違い	101
問 55<実際の活動>⑩国境・水域監視と⑪監視ネットワーク強化の日報の書き分け	101
問 56<実際の活動>遠方での操業の日報の提出先	101
問 57<実際の活動>カメラの購入	102
問 58<実際の活動>GPSの有無	102
問 59<実際の活動>監視船の速度	102
問 60<実際の活動>不審船を発見した場合の対応	102
問 61<その他>活動計画の取扱いについて	102

問1 <総論> 海の監視ネットワーク強化の目的

問1 海の監視ネットワーク強化の目的は何か。

海の監視ネットワークの目的のひとつは、漁業・漁村が有する国境監視等の多面的な機能が発揮されるよう、操業中の漁船から提供される日報を陸上でとりまとめ整理する体制を構築することにあります。日報を作成すること自体が目的ではありません。一年間にわたって操業に付加した監視を行った結果、何の異状が確認されない場合も想定されますが、監視を行った結果「異状は確認されなかった」ものなので意義あることと考えます。

問2 <総論> 対象海域

問2 海の監視ネットワーク強化の対象海域は決まっているのか。

瀬戸内海、伊勢湾（三河湾含む）、東京湾を除く日本周辺海域となります。なお、瀬戸内海及び伊勢湾は「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針」に規定される海域とし伊勢湾には三河湾を含むこととし、東京湾は千葉県富津岬と神奈川県観音崎を結んだ線以北の東京湾内湾（財団法人日本水路協会「海のアトラス」）とします。なお、外国の水域及び公海は本活動の趣旨に照らし対象外とします。

問3 <総論> 活動の内容

問3 海の監視ネットワーク強化の活動の内容はどのようなものか。

漁労のために出港し帰港するまでの間に操業活動に付加して行う監視・情報収集活動（海上）及び情報のとりまとめ（陸上）になります。

問4 <総論> 活動費（国費）の上限額

問4 ⑩国境・水域監視の活動項目は国費の上限額が600万円となっているが、⑪海の監視ネットワーク強化の活動項目の国費の上限額はあるか。

活動項目の上限はありませんが、実施要領第7（1）に規定する対象活動組織の上限2,000万円は適用されます。

問5 <総論> 交付単価

問5 交付単価はいくらか。また、国境・水域監視と海の監視ネットワーク強化では単価の考え方の違いは何か。

海上（監視活動）は2,000円/回・隻、陸上（報告とりまとめ）1,700円/回・日となります。国境・水域監視はあらかじめ具体的に設定された範囲（協定面積）で操業に連動しない形で監視活動に専念するものであることから、面積単価の中に用船料と人件費、事務経費が含まれているとの概念です。これに対して、海の監視ネットワーク強化では操業活動に付加して行う者それぞれを対象としていることから、海上部分については人件費のみになります。

問6 <総論> 地方負担

問6 地方負担なしで実施できるのか。

海の安全確保の支援メニューであるため、国費のみでの実施が可能ですが、地方負担の上乗せも可能です。

問7 <総論> 活動組織の構成員

問7 海の監視ネットワーク強化のみで新規組織を立ち上げる場合も漁業者以外の構成員が加入しなければならないか。

漁業者以外も必要です。講習テキスト運営編6ページ「活動組織のイメージ」をご参照ください。従来の「国境・水域監視」に取り組む活動組織は漁業者の他に渡船や観光船等多様や主体によって構成されている場合があります。将来的に海の監視ネットワークでも同様の形態となる可能性はありますが、まずはもっぱら操業に従事する漁船（漁業者）と当該漁業者が作成する日報をとりまとめる陸上組織（漁協等）による体制作りに注力すべきと考えています。

問8 <総論> 漁協内の部会等による実施

問8 例えば、漁協内の刺網部会が実施者となることはできるか。

海上では、もっぱら漁業に従事する者（漁業者）による取り組みを想定しているため部会等の組織が実施者になることはできません。例えば、部会等の所属者による輪番制で実施する等の場合には、活動組織の構成員たる漁業者を交えて検討し活動計画に盛り込んでください。

問9 <総論> 活動を行う位置等の図示

問9 活動を行う位置・面積（協定面積）はどのように図示すればよいか。

⑩国境・水域監視と異なり面積単価ではないことから、協定面積という考え方は適用しません。このため、図示したり、説明書きしたりするなど（例：〇〇漁業許可の範囲とする、〇〇地先とする等）、可能な範囲で、計画段階で監視活動を行う範囲は定めておくようお願いします。

問10 <総論> 教育・学習の取組

問10 教育・学習の取組を実施しない場合、他の活動項目と同様に単価に5/6を乗じるのか。

実施しない場合でも単価は変動しません。

問11 <総論> 協定の相手方

問11 国境・水域監視では監視活動を行う場所の市町村と協定を結んでいるが、県外などの遠方や広い漁場で操業する場合はどのように協定を結べばよいか。

活動組織の主たる拠点（漁協等）がある市町村と協定を締結するようにしてください。

問 12<総論>不審船・環境異変の有無

問 12 日報さえ作成すれば活動として実施したことになるのか、一年を通して不審船や環境異変等が何も確認できなくても構わないのか。

問 1 のとおり海の監視ネットワーク強化は、日報を作成すること自体が目的ではありません。活動の趣旨に照らした取り組みをお願いします。例えば、出港地と漁場がきわめて近距離にある等、これまでの経験等から何の異状も生じ得ないと考えられる水域を本活動の範囲とすることは事業の趣旨にそぐわない可能性があると考えます。本活動の範囲をどの程度にするかは、今後の各地の実施状況等を踏まえ検討していきたいと考えています。

問 13<総論>午前・午後の活動

問 13 同一船が午前・午後にそれぞれ監視ネットワーク強化を実施することは可能か。

1 隻あたり 1 日 1 回限りとなりますので、1 回分のみ支払うこととなります。

問 14<総論>1 日の実施回数

問 14 1 回の出漁で海域を変えて操業を行い、複数回監視を行った場合、交付金額は単価×監視回数となるのか。

1 日 1 回限りとなりますので、1 回分のみです。

問 15<総論>監視時間

問 15 監視時間はどのように指導すればよいか。10 分でもよいのか。

活動する範囲の地理的条件等が多岐にわたるため、監視時間に一律の基準を設けることは現時点では想定していません。監視の結果、異状は無かったとしても、あくまで監視活動の結果であることから、そのこと自体は意義あることと考えます。

問 16<総論>複数の船団

問 16 複数の船団で操業する場合も全ての漁船が対象となるのか

活動に参加する漁船を支援するものですが、例えば、一者が経営する 2 艘曳きやまき網など、複数船で 1 つの操業を行う場合は 1 隻分が対象となります。イカ釣りなど、複数船が船団を組んで操業する場合は個々の漁業者の集団となりますので各船が対象となります。

問 17<総論>沿岸の採貝漁業者

問 17 沿岸の採貝漁業者が中心となっている活動組織も対象となるのか。

活動の趣旨を踏まえて監視する必要性の高い海域で実施することになりますが、最近の木造船漂

着等の例を踏まえると、水際での監視も重要と考えられるため、沿岸域を排除するものではありません。ただし、出港地と漁場がきわめて近距離にある場合や、これまでの経験等から何の異状も生じ得ないと考えられる水域を本活動の範囲とすることは事業の趣旨にそぐわない可能性がありますと考えます。活動範囲の制限については今後の各地の実施状況等を踏まえ検討していきたいと考えています。

問 18<総論>遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船

問 18 遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船は支援対象となるか。

もっぱら漁業に従事する漁船（漁船法第 2 条第 1 項第 1 号）の操業中の取組みを支援するものであることから、高校の漁業実習船（同法第 4 号）や遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業（遊漁船、瀬渡し等）としての活動は対象とはなりません。

問 19<活動の記録>海の監視ネットワーク強化の活動の記録

問 19 監視ネットワークの活動の記録はどのように残しておくべきか。

（1）操業中に付加して監視・情報収集活動を実施した記録としては、監視・情報収集活動を行ったことを直接的に確認する方法と、操業位置を示すことで当該操業位置近辺で監視・情報集活動を実施したことを間接的に説明する方法とが想定されます。具体的な手法としては、原則として、写真によることとしますが、以下の点に留意して、洋上で活動する漁業者と陸上のとりまとめ機関とが連携して、この活動が円滑かつ実効あるものとなるよう、地元の状況を勘案し、ご検討ください。

（留意事項）

写真撮影の流れは他の支援メニューの場合に準じますが、写真には活動を行った日、監視・情報収集活動を実施した主な操業場所などが写っていることが必要です。漁業者自らが、搭載された GPS レーダーの写真等を撮影して監視・情報収集活動を行った海域に航行したことを示したり、GPS 機能が搭載された携帯電話やスマートフォンで操業場所を撮影したり（撮影後、とりまとめ機関で位置情報を抽出することが必要）、監視海域や漁獲物の陸揚げ写真を撮影したりすることなども想定されますが、いずれの場合も日付、位置情報が撮影（把握）されていることが必要です。

（2）なお、他国との国境に隣接する都道府県にあつては国境や不審船に対する監視体制の構築の一層促進する観点から、写真に代わり市場荷受伝票や漁協仕切伝票、漁業無線局通信記録等の関係種類による確認事務でも可とします。

問 20<活動の記録>市町村が行う確認事務

問 20 市町村が行う確認事務はどのように行えばよいか。

市町村にお願いしている事項として確認事務がありますが、写真や状況に応じて関係書類による等、活動組織と緊密に連携をとりつつ、様々な工夫を講じて、適時適切に行ってください。

問 21<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係①

問 21 ひとつの活動組織が⑩国境・水域の監視と⑪監視ネットワーク強化の両方を実施することは可能か。

可能です。ただし、同一活動組織において国境・水域監視と海の監視ネットワーク強化の監視を行う場合はそれぞれの監視場所が重複することがないように、できるだけ計画段階で区別するようにしてください。やむを得ず監視場所が重複する場合は、問 21～24 を踏まえ、実効ある円滑な取り組みとなるよう留意してください。

問 22<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係②

問 22 海の監視ネットワーク強化は国境・水域監視の範囲外で実施するののか。

海の監視ネットワーク強化と国境・水域監視が混在することは、日報の作成ととりまとめなど海上と陸上それぞれの取組みが煩雑なものとなる恐れがありますので、例えば、国境・水域監視は共同漁業権内、海の監視ネットワーク強化はその沖合というように、計画段階で区別いただいても構いません。

問 23<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係③

問 23 同一組織の中で同日のうちに同じ場所を⑩と⑪を組み合わせて実施することは可能か。
(例：午前中は⑩、午後は⑪、またはその逆)

もっぱら監視・情報収集活動を行う⑩の取組みに委ねることで、一定の効果が確保できると考えられることから、設問の場合は⑩のみ実施することになります。

問 24<対象となる活動>⑩国境・水域監視との関係④

問 24 例えば午前中に⑩国境・水域監視を実施し、午後から漁に出ることは認められるか。

国境・水域監視の監視活動からいったん帰港し、当該活動の終了を確認したうえで出漁することは可能です。なお、国境・水域監視の途中で操業に転換することは従来認められませんのでご注意ください。

問 25<対象となる活動>⑩国境・水域監視から⑪海の監視ネットワーク強化への切替

問 25 年度当初は⑩国境・水域監視に取り組み、その後⑪海の監視ネットワーク強化に切り替える場合は変更手続きで対応可能か。

海の監視ネットワーク強化の実施で監視効果が十分に発揮できる等の合理的な理由があれば変更することは可能です。

問 26<対象となる活動>陸上とりまとめ①

問 26 陸上のとりまとめ組織はどのような形態が望ましいか。

とりまとめ組織は海の監視ネットワーク強化の活動の拠点としての役割のほか、日報のとりまとめや履行確認に必要な資料の整理等、応分の作業能力が求められることから、組織により行われることが望ましいと考えています。ただし、構成員である漁船の数によっては活動組織自らが対応するなど、地域によって事情は異なると思われるので、各活動組織で検討いただければと思います。

問 27<対象となる活動>陸上とりまとめ②

問 27 陸上のとりまとめは1隻でも100隻でも同額であるのか。

同額です。1隻分のとりまとめであっても100隻分のとりまとめであっても1日1回1,700円となります。

問 28<対象となる活動>陸上とりまとめ③

問 28 陸上とりまとめの費用は単価×隻数となるのか。

1日1回日報のとりまとめ等を行うための経費であり、単価×隻数ではありません。日報の件数に関わらず1回単価になります。

問 29<対象となる活動>陸上とりまとめ④

問 29 陸上とりまとめは1回あたりということであるが、数日分をまとめて受け取った場合でも1回分1,700円となるのか。

海の監視ネットワークの目的のひとつは、操業中の漁船から提供される日報を陸上でとりまとめ整理する体制を構築することにありますので、やむを得ない場合を除き、日報を作成した当日に陸上においてとりまとめる必要があります。数日分の日報を後日まとめて処理する場合、かなりの業務量となる場合には1700円×日数分として構いませんが、あくまでやむを得ない事情の場合に限り、このような事態が恒常化することがないように計画段階からご留意ください。

問 30<対象となる活動>陸上とりまとめ⑤

問 30 漁協職員が構成員でその者が事務処理を行う場合、1,700円は漁協での勤務時間外の作業に対するものという理解でよいか。

漁協職員が漁協の勤務時間内に事務処理する場合は給与の二重取りとみなされる可能性があるため、時間外にすべきものと考えます。

問 31<対象となる活動>陸上とりまとめ⑥

問 31 事務処理の途中から時間外になる場合、例えば30枚は時間内、残り70枚は時間外に処理するというような場合でも1回1,700円としてよいのか。

仮に構成員である漁協職員がとりまとめ者となる場合、例え一部であろうと二重取りを避けるために時間内に行うことは適当ではありません。100枚全てが1,700円の対象という考え方になります。

問 32<対象となる活動>陸上とりまとめ⑦

問 32 とりまとめを漁協は事務処理しないという場合において、漁業者本人が監視後の事務作業まで行った場合は1隻ごとに1,700円支払ってよいか。

1活動組織に対して1日・1回1,700円であるため、監視を行った本人が自身の監視日報のみのとりまとめを行ったとしても支援対象となりません。その個人が活動組織の業務として自船も含め他船の分の日報も全て取りまとめるということであれば対象となります。

問 33<対象となる活動>陸上とりまとめ⑧

問 33 とりまとめを漁協職員が時間外に行う場合、時間外であることの証明は必要か。

二重取りになっていないことの整理は必要と思われれます。勤務時間等の証拠書類を添付することまで求めています。説明できるように準備しておくことは必要と考えます。

問 34<対象となる活動>陸上とりまとめ⑨

問 34 構成員に漁協が入っていない場合、1,700円は勤務時間内も対象ということになるか。

その場合は漁協に委託することになると考えられます。単価設定を1日・1回1,700円の単価契約を行い精算払いとするなど、契約方法については適切なものとなるようにしてください。

問 35<対象となる活動>陸上とりまとめ⑩

問 35 とりまとめを漁協への委託する場合の留意点は。また、委託せずに構成員である漁協職員がとりまとめを行う場合の留意点は。

漁協への委託・構成員である漁協職員の取扱いについて下記の点にご留意ください。

	構成員名簿の登録及び留意事項	
	漁協	漁協職員
漁協に委託する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・登録についてはどちらでも可 ・漁協を団体で登録している場合、活動組織の代表者と漁協の代表者が同一人物であることが想定されるため、あらかじめ総会で承認しておくこと（講習テキスト運営編Q&A問8参照） ・構成員として漁協職員を登録している 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録についてはどちらでも可 ・<u>構成員として漁協職員を登録している場合、登録している漁協職員が当該事務を行わないこと</u>（講習テキスト運営編Q&A問40参照）

	場合、登録している漁協職員が当該事務を行わないこと（講習テキスト運営編 Q & A 問 40 参照）	
漁協に委託せず構成員である漁協職員が事務を行う場合	・登録についてはどちらでも可	・要登録 ・勤務時間内にとりまとめ事務を行わないこと

問 36<対象となる活動>陸上とりまとめ⑪

問 36 漁業者以外の構成員（漁業者の配偶者等）が日報のとりまとめを行う場合は勤務時間内外に関係なく 1,700 円の対象という理解でよいか。

当該構成員が漁協職員でなく、とりまとめを行う時間に、他から給与等が支払われる等、収入がない場合は設問のとおりです。

問 37<対象となる活動>陸上とりまとめ⑫

問 37 24 時間が 1 日ということだが、2～3 泊で遠方へ行くような場合、例えば 48 時間出漁して監視するならば 2,000 円×2 回ということになるか。その場合、日報は 2 枚で、事務作業分も 2 回ということによいのか。

設問のとおりです。

問 38<対象となる活動>陸上とりまとめ⑬

問 38 1 日に何隻出ても事務日当は 1 回 1,700 円ということだが、100 隻の船が一度に出港し、50 隻は 1 日で帰港、残り 50 隻は 2 日目に帰港という場合、1 日目 50 隻、2 日目 50 隻とするのか、もしくは 1 日目は 100 隻、2 日目は 50 隻とするのか。

1 日目は 100 隻で 1,700 円、2 日目は 50 隻で 1,700 円となります。

問 39<対象となる活動>指定漁業等①

問 39 指定漁業や承認漁業など大臣管理漁業は対象となるのか。

対象となります。

問 40<対象となる活動>指定漁業等②

問 40 指定漁業の漁業者はどのような活動組織を作ればいいのか。

活動組織については、他の活動項目と同様に漁業者と漁業者以外の者で設立していただくことにな

ります。活動組織のイメージについては講習テキスト運営編6ページをご参照ください。

問 41<対象となる活動>指定漁業等③

問 41 韓国・中国等外国漁船操業対策事業と海の監視ネットワーク強化を両方実施することは可能か。

可能です。ただし、同一漁船（者）が本活動と韓国・中国等外国漁船操業対策事業に基づく外国漁船緊急避泊対策事業など、他の制度による同趣旨の事業を行う場合は、それぞれの活動が重複することがないように、それぞれの計画段階で区別するよう留意してください。

問 42<対象となる活動>支所と協定を結ぶ市町村

問 42 合併漁協の場合は各支所が存在する市町村と協定を結ぶのか。

構成員である漁業者がひとつの支所に所属するのか他支所にまたがるのか等、地域の実情は様々ですが、協定は活動組織の根拠地がある市町村と結ぶのが適当と考えています。

問 43<対象となる活動>漁協支所ごとの活動組織の設立

問 43 1漁協にいくつかの支所がある場合でも1活動組織という取扱いになるのか。また、海の監視ネットワーク強化のみの活動組織を新規に設立することは可能か。

支所ごとに活動組織を立ち上げても1漁協単位で組織を立ち上げてもどちらでも構いませんが、小規模な組織が乱立することは効果の低下と各種手続きの煩雑を招く恐れがありますのでご留意いただきたい。海の監視ネットワーク強化のみの活動組織を新規に設立することは可能です。

問 44<対象となる活動>夜間操業

問 44 夜間操業は対象となるか。

レーダー等で監視活動を行いうるのであれば対象となります。

問 45<対象となる活動>監視中に持ち帰った漂着ゴミの処理費用

問 45 監視中に漂着ゴミを持ち帰った場合の処理費用は対象とできるか。

不可です。国境・水域監視の場合も同様に漂着ゴミ等の処分費は対象外となっています。

問 46<対象となる活動>漁船の密集度

問 46 海の監視ネットワーク強化の実施にあたり、漁船の密集度に縛りはあるか。

現時点で漁船の密集度に制限を課すことは想定していませんが、出港から帰港に至るまで狭隘な水域で同一行動を取る場合等の扱いについては、今後、日報の内容や各地の状況等を踏まえ検討していきたいと考えています。

問 47<対象となる活動>内海域の流木等の監視

問 47 国境監視とは関係のない内海は対象となるのか。当該海域は流木等が多いが、流木等を主とした監視も対象となるか。

環境異変を確認する必要性が高い海域で実施する場合は対象になります。ただし、問2のとおり船舶交通が輻輳する東京湾、伊勢湾（三河湾含む）および瀬戸内海では漁船以外の船舶による日頃の視認や確認が期待されることからこれら海域での取り組みは対象となりません。なお、流木等が発生する時期や季節は地域によって異なるものと考えられますので、季節ごとにメリハリをつけるなど地元の実態に即した活動計画となるようにご留意ください。

問 48<対象となる活動>日をまたぐ操業の場合の監視活動

問 48 夕方出て翌朝帰る漁もある。2日間にまたがる漁は2回と見てよいのか。

出漁してからの24時間を1日として考えますので、設問の場合は1日に該当します。

問 49<実際の活動>海上活動の積算

問 49 積算根拠は漁船毎に操業可能日数で算出した金額の合計で構わないか、不要が出てもいいか。

漁船毎の操業可能日数を根拠に積算して構いませんが、予算の都合から全額内示とならない可能性がありますので予めご了承ください。天候等の事情により活動日数が計画より減じることがある事情は理解しますが、日頃の操業実態等を踏まえ現実的な日数となるよう、また、海の監視ネットワークの趣旨に沿ったものとなるよう、計画策定をお願いします。

問 50<実際の活動>年間の活動の実施方法

問 50 一年間を通して平均的に活動しないといけないのか。積算根拠となる日数を先に消化してもよいのか。

冬場は時化続きで出漁機会が極端に少なくなる等の事情がある場合を除いて、周年にわたり操業する場合が一般的であろうと理解しています。そのような場合において、積算根拠となる日数を早期に消化してしまうことは活動計画の策定及び実施の面から適当でないと考えます。

問 51<実際の活動>複数人での操業した場合の費用の折半

問 51 複数人での操業は2,000円を操業した人数で折半してよいのか。

支援の対象は監視と情報収集に取り組む漁業者であることを十分ご理解ください。対象となる漁業者が受領した後に漁業従事者で折半することは当該漁業者（受領者）と漁業従事者の間の問題であり個々の判断に委ねるべきものと考えます。

問 52<実際の活動>日報の提出の省略

問 52 出漁中の監視となると年間ではかなり件数が多くなると思われるが、日報の提出・報告は省略してよいか。

省略は不可です。漁船が海上にいることによって国境監視機能が保たれ、海の安全確保に貢献しているという本活動の趣旨を踏まえ、何を、いつ、どこで発見したのか、または何もなかったのかを日報という形で情報共有することは本活動の本質的な事項ですので、日報が滞りなく提出されることは必須です。

問 53<実際の活動>日報の位置図

問 53 日報の位置図について、遠方に出漁する場合の地図の縮尺等については監視範囲が分かるよう組織事務局が任意に作成してよいか。

緯度経度が分かるよう作成いただいてもかまいません。

問 54<実際の活動>日報の「通報先」と「報告先」の違い

問 54 ①日報について「通報先」と「報告先」の違いは何か。

「通報先」については、特に不審船を発見した場合に写真を撮ることの他、洋上から海上保安庁など取締機関に対して漁業者自ら直接「通報」していただきたいと考えておりますので、通報した先の機関名を記載してもらうものです。「報告先」については、流木や赤潮等の環境異変を発見した場合には状況に応じて洋上から漁協等に報告していただきたいと考えておりますので、報告した先の機関名を記載してもらうものです。いずれにせよ、通報あるいは報告した場合には日報にその旨を該当欄に記載していただき、陸上とりまとめ機関に提出することになります。なお、地域によっては各船から直接、海上保安庁などに通報するのではなく、一旦、漁協に連絡（一元化）し、漁協を窓口にして海上保安庁等に通報することが慣習となっている場合も散見されますので、その場合は「〇〇漁協（△△海上保安部）」と記載してください。

問 55<実際の活動>⑩国境・水域監視と⑪監視ネットワーク強化の日報の書き分け

問 55 ⑩国境・水域監視と⑪監視ネットワーク強化の日報が混在すると、混乱が生じる可能性がある。

活動項目の違いが一目で分かるよう日報の様式を工夫していますので、確実に記入してください。

問 56<実際の活動>遠方での操業の日報の提出先

問 56 いか釣りのように遠方で操業するものはどこに日報を送ればよいか。

FAX や電子メールでの送信、漁業無線局を通じたやりとり等、陸上とりまとめ機関に対して確実に提出できる方法を工夫してください。

問 57<実際の活動>カメラの購入

問 57 写真を撮るとなるとカメラの購入はどうすればよいか。また、別項目で購入したカメラを貸し出すことは可能か。

携帯電話やスマートフォンが普及している状況を勘案し、個人用のスマホやデジタルカメラで対応可能であると考えます。やむを得ずカメラが必要な場合は既存の支援メニューで活動組織が購入し貸し出すことは可能です。ただし、当該カメラは監視ネットワーク強化の活動と一体的に活用されることが前提となりますので、私用に使われることがないよう、また、紛失することがないよう、活動組織において十分な備品管理の措置を講じるようお願いします。

問 58<実際の活動>GPSの有無

問 58 GPS 付きの機材は持ってないが、緯度経度はどのように記録するのか。

監視位置・発見位置を図面に落として位置が分かるようにしてください。

問 59<実際の活動>監視船の速度

問 59 船を停めて監視しなければならないのか。

船の停泊を必須とするものではありませんが、監視（記録）項目を確認することが可能なスピードで実施するという判断になります。具体的には操業の合間に監視するというイメージです。

問 60<実際の活動>不審船を発見した場合の対応

問 60 不審船を発見した場合にはどのように対応すればよいか。

現行の国境・水域監視と同様に「むやみに近づくことはしない」「乗務員の安全確保を最優先する」ようにしてください。このほかに問 55 を参考として対応をお願いします。

問 61<その他>活動計画の取扱いについて

問 61 要望した活動計画に対して予算は確保されるのか。

活動計画に対する予算の配分については、

- ・水産多面的機能発揮対策事業全体の予算執行見通し
- ・活動項目の趣旨を踏まえた活動地域おける重点配分
- ・各地の活動計画の実施（見通し）状況

等を踏まえ、全ての要望に応えることができない事情があり得ることについて、あらかじめご承知置きください。

